

平成29年第1回足寄町議会定例会議事録（第2号）

平成29年3月12日（日曜日）

◎出席議員（12名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
6番	前田秀夫君	7番	田利正文君
8番	高道洋子君	9番	高橋健一君
10番	星孝道君	11番	高橋秀樹君
12番	井脇昌美君	13番	吉田敏男君

◎欠席議員（1名）

5番 川上初太郎君

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
消防課長	大竹口孝幸君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君
国民健康保険病院事務長	對馬邦彦君
会計管理者	佐々木雅宏君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長 寺地優君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 上田利浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

日程第 1 一般質問＜P 3～P 5 6＞

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） 皆さん、おはようございます。

5番川上初太郎君は、欠席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 3月7日に開催されました、議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日、3月12日は、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議長の挨拶

○議長（吉田敏男君） 次の日程に入ります前に、一言申し上げます。

本日、3月12日は日曜日ですが、町執行者の協力を得まして議会を開催することにいたしました。

足寄町議会は、町民に身近な意思決定機関、議会及び議会活動の活性化と充実のために、平成23年に議会の総合条例を制定をいたしたところであります。

その中で、本日の日曜議会は一般質問を行い、多くの町民の皆様が議会に感心を持っていただき、議会を傍聴していただくのが目的であります。

どうか町民の皆様がわかりやすい質問、答弁となりますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

◎ 一般質問

○議長（吉田敏男君） 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

9番 高橋健一君。

（9番高橋健一君 登壇）

○9番（高橋健一君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けて。

（1）平成29年2月7日に、厚生労働省は、高齢者や子供、障害者向けの福祉サービスを一体で受けられる地域共生社会の実現に向け、工程表を作成し発表しました。

この工程表の中で、公的支援の縦割り、他人事から我が事、丸ごとへの移行をうたっています。

厚労省の意図するところは何なのかを具体的に説明していただきたい。

また、この施策が町民にとってどんなメリットがあるかをお伺いしたい。

（2）地域共生社会実現のために、地域住民が我が事として取り組む仕組みづくりにより地域包括支援センターが重要な役割を果たすと言われてはいますが、この期待に応えるために、福祉課としてどのように対応していくかをお伺いしたい。

（3）地域共生社会の先駆的な事例としては、高齢者、障害者、子供等多様な利用者が支え合いながら福祉サービスの提供を行っている富山型デイサービスや、高齢者や障害者が子育て支援にボランティアとして参画している三重県名張市のおじゃまる広場などが挙げられます。

足寄町も地域共生社会の実現に向けて、これらの事例を参考にして新しい足寄モデルの構築が必要だと思っておりますが、町長の見解をお伺いしたい。

どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋健一議員の地域共生社会の実現に向けての一般質問にお答えをいたします。

厚生労働省は、今後の社会福祉のあり方として、地域共生社会の実現に向けて当面の改革行程を発表しました。

この地域共生社会という理念は、高齢者の福祉サービスは介護サービスで、障害者のサービスは障害福祉サービスで、子供に関するサービスは子育て支援サービスでといった、これまでの制度別・分野別の縦割りのサービス体系や、サービスの提供者である「支え手」と受給者である「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がさまざまな課題、問題を我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、そして地域をともにつくっていく社会を目指すものと定義されております。

この地域共生社会の実現には、現在の公的支援のあり方を縦割りから丸ごとへの転換と、住民がつながり支え合って我が事、丸ごとの地域づくりを育む仕組みへの転換の二つの改革が必要となります。

この改革を実現するため、一つには、住民相互の支え合い機能を強化する地域課題の解決力の強化、二つ目に、地域のさまざまな担い手の育成・参画を促す地域丸ごとのつながりの強化、3点目として高齢者だけでなく生活上の困難を抱える方への支援体制を強化する地域を基盤とする包括的支援の強化、四つ目として専門人材の養成を強化をする専門人材の機能強化・最大活用の四つの大きな柱を打ち出しております。

そして、これらを実現するための当面の改革行程と位置付けて、平成29年度に介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法、社会福祉法等の法改正の実施、平成30年度に介護・障害サービスの報酬改定、専門人材の養成課程の見直し、平成31年度以降もさらなる制度の見直しが予定されております。

今後、2020年代初頭の我が事、丸ごとの全面展開に向け、法改正や補助制度の大胆な見直しを段階的に進めていくという壮大な

構想でもあり、国の検討状況や先進的自治体の取り組み等を注視していく必要があると考えております。

さて、1点目の本構想の厚労省の意図するところは何かとの御質問ですが、改革の柱の三つ目の地域を基盤とする包括的支援の強化において、介護保険制度の見直しにより共生型サービスが創設されるとともに、障害福祉制度においても共生型サービスの創設が予定されており、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定が受けやすくなり、より包括的なサービスの提供が可能となります。

ほかには、介護分野における労働力の不足に対応する専門人材の養成について、現在のサービスの受給者である受け手と提供者である支え手の体制では、今後においても人材不足を解消することが困難であるとの認識から、改革の柱の4点目、専門人材の機能強化・最大活用により、保健医療福祉の専門人材について新たな共通基礎課程の創設により、複数の医療・福祉資格の取得を容易にし、かつ短期間での取得を可能にすることが挙げられております。

また、新たな専門人材の養成を図ることを狙いとしつつ、介護サービスの受け手である高齢者が児童の遊び相手となり、子育て支援サービスの分野では支え手にもなるような、地域における包括的なサービスのあり方への移行を目指しているものと考えております。

また、この施策が本町にとってどんなメリットがあるかとの御質問ですが、町と社会福祉協議会や各福祉関連NPO組織とのさらなる連携強化、サービスの包括化が進むものと思われ、先ほどの例で挙げた専門人材の養成が進むとともに、支え手である介護人材の不足がある程度解消できるものと期待をしております。

また、公的支援の枠を超え、さまざまな地域資源や産業と結びつけることができれば、地方創生に資する新たな循環が生み出すことができるのではないかと考えております。

2点目の地域包括支援センターにおける今後の対応についての質問ですが、地域包括センターは、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、介護保険法に基づき市町村が設置しているものであります。

足寄町では高齢化が進む中、幾つになっても一人になってもこの町で暮らし続けていくための施策として、医療を中心とする連携構想を提唱し、その実現に向けて取り組んできたところであり、その一環として高齢者等の困り事をワンストップでお受けする相談窓口を設置し、その中心的な役割を地域包括支援センターが担っております。

高齢者の困り事、相談内容は多岐にわたっていることが多く、内容に応じて福祉課内の障害、地域福祉、子どもセンター等の担当部署と綿密な情報共有を図るほか、役場内の他課や関係事業者との連携、民生委員や地域の方々等の協力をいただいて対応しております。

これまで、国は高齢者の尊厳保持と自立支援を目的に可能な限り住みなれた地域で生活を継続することができるよう包括的な支援とサービスの提供体制を整備する地域包括ケアシステムの構築を目指しており、地域包括支援センターが中心となって公的支援による住まい、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みづくりを進めることが求められてきました。

今回の地域共生社会の実現に向けた我が事、丸ごとの地域づくりは、この地域包括ケアシステムの提供を広げ、それぞれの地域における多様なニーズに対応できるよう住民やボランティア等多様な主体の支え合いによる新しい地域包括支援体制の構築を目指しているものと考えられ、今後は高齢者だけでなく全世代型・全対象型の総合相談支援体制の構築を目指す必要があると考えております。

個人や世帯の抱える複合的課題への包括的

支援を行うため、さらに綿密な情報共有や支援法について検討を進め、地域包括支援センターのみならず、福祉課全体の体制見直しについても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

3点目の御質問でございますが、他の地域の実践例として、介護保険のデイサービスを母体に障害者の就労継続支援B型の事業を実施し、高齢者・障害者・子供等多様な利用者がともに暮らし支え合う富山県の富山型デイサービス、市民センターを主たる会場として高齢者や障害者の方が子育て支援ボランティアとして参画し、乳幼児とその家族のふれあいの場として機能している三重県名張市のおじゃまる広場を御紹介いただきました。

どちらも今回の地域共生の先駆的取り組みとして取り上げられており、高齢者、障害者、子供の三つの異なる分野のサービスの受け手が、同時に支え手でもあるという地域共生社会の好循環を実現している貴重な例だと考えております。

本町においてはどのような形での実現が可能か、拠点となる建物、組織、人材活用を検討するとともに、今後の国の動きを注視して必要な財源を確保した上で積極的かつ着実に本町に適した共生社会の実現のために、引き続き国の動きや先駆的取り組みを進めている地域の情報収集等を行い、議会や福祉関係事業者のみならず、自治会組織を通じ、全町民を巻き込んだ形で検討を進めていく必要があると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、高橋健一議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

9番 高橋議員。

○9番（高橋健一君） 微に入り細に入り説明をいただきまして本当にありがとうございます。非常にわかりました。

そこで、一つ質問があるのですが、この政策ですけれども、他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として取り組んで、子供も高齢者も障害者も全ての住民が生きが

いを持って生きられる、そういう地域共生社会をつくらうではないかという、そういう厚労省の意図はすごくよくわかります。

そして、その厚労省の考え方の中に、みんなの畳の上で死ぬのが一番理想なのではないかと、だから介護はみんな在宅でしましょうよと。なかなかすばらしいのです。もう何か、さすが頭のいい人の言うことは違うなど思っ
て感心しておりましたけれども。感心しているばかりではいけない。これで終わってしまいますからね、私の一般質問。さようならというわけにいかないのですけれども。

しかしながら、そう言いながら、平成30年度の介護保険法改正の内容をちょっと勉強しましたら、これ大変なことになっています。

要介護1・2、こういう軽度の介護保険サービス、これ一部を地域支援事業に移そうではないかという考え方なのです。だから、介護保険から除いてしましましょうと。当然、要支援1・2は、今移行しているのですかね。もう介護保険知らないから町でやってくださいよと。これはびっくりしました。

それから、利用者負担も今は2割負担ですね。2割負担も出てきた。最初は1割でいきますよとっていたものが、2割負担、さらに3割負担という声も出てきたようで、最終的には全員が3割になるのでしょうかと、そういうような考え方も出てきております。

どうも国というのはきれいごとを言って、どうもだまそうとしているのではないかと。財政が厳しいからごめんなさいと、消費税も上げられなかった、すいませんねと、許してくださいと、そう言っていわれれば何となくそうかなというふうに協力もしたくなるのですけれども、介護報酬に関してもまた厳しいですよ。何でしたっけね、いわゆる国の言うことを聞かなければ報酬を減らしますよなんていう、そういうこともやりそうな気配があるので、そういうのはちょっとひとつ困ったものだなと考えております。

ただ、余り文句ばかり言っていてもしよう

がないので、現実をしっかりと受けとめなければいけないのだと。もしも、軽度の介護保険サービス、もしも町でやりなさい、大丈夫ですかと言われたときに、町はどういうふうに対応できるのか。ひょっとすると、足寄町、陸別町、本別町で介護サービスの質がかわってくるのではないかと、負けない自信があるのか、町長、一言よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今、高橋議員がいろいろお話ありましたけれども、一番の根底はやっぱり介護保険制度をスタートしたときからもう見通しの違いと申しますか、見込みの違いと申しますか、相当介護にかかわる支出が膨大なものになっているという、ここが根底にあるわけでありまして。この間、介護報酬の見直し等々を含めて、いかにその支出を減らすかという、これは現実問題としてやはり財政、原資があつていろいろなサービスも展開できる、これは事実だというふうに思っております。

現在、それぞれのこの介護保険を展開していくのは、それぞれの自治体ごとになっておりまして、それぞれの町の中でのサービスの提供、あるいはサービスを受ける、この実績をもとにそれぞれ町民の皆さん方から負担していただく介護保険料というのも決めていっているわけでありまして。

その中であつて、もう我々の立場からすると、一時この介護保険の負担、これは標準世帯でいきますと5,000円が限度であろうということと言われていたのですけれども、実はもう5,000円を既にほとんどの自治体が突破をしていっているという実情にあります。

そういう意味では、本当にここでも議員も先ほどちょっと触れられていましたけれども、消費税を上げて、上げた分は全て福祉関係に使うのだということに進んでいたわけでありましてけれども、これ実は、一度目は上げたのですけれども、究極の部分のところは先延ばしになったということ、私どももここ

先延ばしになって、これはまた保険サービスに関する影響が極めて大きくなるのではないかなという、すごく危惧をしておりました。

そこは心配ないよということも聞いていたのですけれども、現実には、先ほどもお話あったとおり、もともとは介護認定は要介護1からということで決まったのですけれども、ここにまたちょっと加わって、要支援1・2というのが加わったということでもあります。

これも、現実、要支援1・2については、それぞれの町村でのサービスに切りかえろと、こういう動きになってきているということでもあります。

そこで、そうなったときに対応できるのかというお話ですけれども、今現在、既に取り組みしていますけれども、要は介護にならないための介護予防といえますか、このところをやっぱりしっかり、これは言われるまでもなく力を入れていくというのは、これは必然だというふうに思っております。

まだまだ十分とは言いきれませんが、この私どもの町で進めてきております、連携システムの中で整備しました、むすびれっじの中で介護予防の取り組みも進めているというようなことでもあります。

今後、いずれにしても限られた予算、お金というのは、自治体にとっても国にとっても同じだというふうに思っております。究極は、国民の皆さん方に負担してもらおうというのが一番の基本ということになるわけでありますから、これは国の動きがどうこう、これはもちろん注視をしながらはいいませんが、我が町の取り組みとしては、介護支援を受けなくてもいいようにいつまでも元気で暮らしていけるような、そういう取り組みが今後さらに重要になってくるのだというふうに思っています。そういう意味で、しっかりとその辺の取り組みを進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） ありがとうございます。

す。

やはり予防介護とか、それからいわゆる介護福祉のすき間を埋めるような、そういう政策が、いわゆるお金のかからないというのですかね、そういう政策が必要なのではないかと思います。

そこで、やはりそういうときに、お金くれないから何だこれだと文句ばかり言っていられないわけで、やはり足寄町は足寄町なりに足寄町民がやっぱり幸せに暮らせるような方法をとっていかねばいけないのだと。

いろいろなまだ方法があると思うのですけれども。そこで登場してきたのが、こういう地域の包括支援センターではないかと思うのですよね。ちょっと何か包括なんて難しいことっていますけれども、ひとまとめになっているのですか。新聞、よく今回の答弁書もそうですけれども、何か難しくて嫌になりますね、言葉がね。ワンストップとか、横文字まで入ってきてしまって。何か新聞を見ましたら、地域包括支援センターでワンストップのサービスを受けられるなんていっていましたが。ワンストップを調べたら、一つの場所でさまざまなサービスを一気にばんと受けられるということらしいのですけれどもね。

だから、いろいろと相談やっていますよ、町は。もう何でも持ってきてくださいといったら、一括して全部ばんと片づけますよということではないかと思うのですけれどもね。

そこで、福祉課長にお尋ねしたいのですけれども、今の地域包括支援センターの中身です。現状7人体制でしたね、たしかね。それで、どういう人たちがどういう仕事に携わっているのかをお尋ねしたいのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉課の中で、課としての役場内は、保健福祉室というのと総合支援相談室という二つの室がございまして、その中の総合支援相談室の中に地域包括支援センターがございまして。

そこで、介護保険の要介護認定者の支援を

行うほか、先ほども言った要支援の方ですとか、さらには介護が必要にならないためのケアということでまだ自立されている方のケアもするということで、保健師の資格を持ったケアマネージャーが3人、あと理学療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等、ある程度の職種の人材をそろえていまして、例えば、むすびれっじで介護予防のために理学療法士の見地から身体の維持向上に努めていただくような教室を行ったり、あと最近多いのは、痴呆の方々、精神的な部分で要支援の方というのは精神保健福祉士の観点からも見てもらうというようなことですか、あとよろず相談ということであれば、まずはお話をお受けして、大体そこで終わることというのかなり少ない話で、まず話を聞いて、そこで何には何の課題があるのか、その課題はどこで解決すべきなのかというところで関係部署、福祉課の役場なりのときには、状況によっては警察にお願いするような場面もございしますが、そういうようなことで種々の解決を図っているというところでございます。

介護保険の部分でのサービスといえば、介護事業者のほう、社会福祉協議会ですとかNPOですとかで。要支援の方ですとかもあわせて介護状態にならないようにということで介護支援計画をつくって、その方々に適したサービスを受けていただくというような形。

あと、本当に福祉的な部門ではなくて法律的なものですとか、財産の部分ですとか、後見人制度ですとか、そういう部分もございしますので、そういう部分は高齢者福祉の別の部署で法的な部分でのお手伝いを弁護士さんを通じてお手伝いをするとか、そのような形でやっております。

ちょっと質問にきちんと答えているかどうかかわかりませんが、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） 時間が押してまいりましたので、最後のまとめをさせていただきますと思います。

地域包括センターの活躍が大いに期待されるところで、先日、これふるさとを考える町民の集いで北海道医療大学の長谷川聡先生のお話を聞いたのです。これ、すばらしい話で、足寄のことも覚えていらっしゃいました。いわゆる、厚労省ですごく足寄町の福祉って有名なのだよと聞いてびっくりしました。灯台もと暗しといいますかね。それで感動したのですけれども。その先生のもちろん内容もすばらしくて、このパンフレットはこのまま私は保存しておこうと思うのですけれども、先生の教え子さんが二人、実は足寄町の地域包括センターで働いているというのを聞いてびっくりしました。お二人ですね。

やはりこういう、もう本当にうらやましいなと思った限りなのですけれども、こういう子たちが足寄にいることはすごく頼もしいし、やはりこういう若い人たちに足寄町をこれから変えていってもらいたいと、はみ出してもいいですからね。ちょっとはみ出し公務員で頑張ってもらいたい。生意気でもいいですから、そういう形で活躍してもらいたいと、私は足寄町の公務員に期待したいと思っています。もちろん、町民として生意気な態度はだめですよ。笑顔で明るく接してもらいたい。大いにはみ出していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、時間がないのですけれども、最後、三つ目ですけれども、これは富山型デイサービスというのは私もずっと昔から興味がありまして、たまたま私の友達が富山市役所に勤務したというのもあったのですけれども、それが何と今では厚労省の大事な戦略の一つになっているというのでびっくりしましたけれども。

資料を調べているうちに名張市というのが出てきたのですけれども、インターネットに名張市のおじゃまる広場というのを調べたのですけれども、センターでみんなお子さんとかお母さんたちが集まって、それに対して障害者やお年寄りがボランティアとして溶け込んでいろいろなお世話をしているという、明

るいのですよね。皆さん、明るくて元気いっぱい。そして、センターで一月に2回ぐらい何か催し物をやっているみたいなのですけども、年会費が一家族500円とか、何かすごくリーズナブルでなかなかほほえましていいなというふうに、そういう映像を見させていただきました。

富山のデイサービスは、これはもう一緒に共同生活をするパターンですよね。かなりそれよりまだ進んだ形で厚労省が大好きな、そういう感じでやられているところではないかと思うのですけれども。

それで、このモデルケースに対して塩崎厚生労働大臣は、こういうモデルケースに関しては財源の手当も考えていますよとおっしゃっているのですよね。

だから、でかい老健施設、何億円も何十億円もかかるものに対してはちょっと金出せないけれども、こういう地域で一生懸命やってくれる人たちには1,000万円、2,000万円ぐらいの単位のお金ならぽんと出しますよという、そういうニュアンスではないかと思うのですよね。

だから、そういうことをうまく利用すれば、そういういろいろな足寄町も年寄りも子供もみんな幸せになるようなシステムづくりができるのではないかと思ったのです。

しかし、ちょっとまた新しいニュースが飛び込んできて、介護職の問題ですよね、本別町。9日新聞に介護職確保めど立たず、本別の老健建てかえ延期と出ていました。もうこういう状態もあるのかと思って。せっかくの雇用のチャンス、せっかくいろいろ介護のところでみんな頑張ろうというときに、ちょっとこれ水差されるような事件だなと思って本当に残念になりました。

というのは、足寄町は知恵もあるし、皆さん元気ですし、何とか皆さんで協力して住みよい足寄の町をつくりたいと思っているのですが。最後、町長ひとつまとめてよろしくお願ひします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

介護に関しては、先進事例、今の二つ、富山、それから名張。名張の市長さんとは、私どもも加盟しております福祉関係の団体、これでもいろいろなお話を聞いていますし、そのほかにも先駆的な取り組みをしているところはたくさんあります。

いろいろなところの先進事例を参考にしながら我が町もできるだけよいサービスの提供に努めたいなというふうに思っていますけれども、しかし、思うのと実際にやるというのは、これは極めて難しい部分もたくさんありまして。

国の支援も、実は私どものこのむすびれっじほか三つの施設一緒に建てたのですけれども、このやるときに厚労省に行っているいろいろな相談もさせていただきました。特に、結果としてやっぱりこの支援長屋というのは、これはやっぱりやってよかったなというふうに思っているのですけれども、ここ実は何とかモデルで金くれないかという話もしたのですけれども、現実は無理でした。

ですから、なかなか厚労大臣もいろいろサービスでそういう発言もするのかなと思うのですけれども、なかなかお金をもらうというのはなかなか厳しいことで。

そこはちょっと横に置いても、問題は、今最後に触れられた、介護職の不足、これ実は我が町でも本当に特別養護老人ホームで介護職員退職者の後補充をしようと思ってずっと募集をかけているのですが、実は応募が全くありません。これは、本当に本別町もそうですし、これはもう全国的な状況。

この原因は何かというと、私はこういうふうに分析しているのです。先ほど申し上げたとおり、介護保険制度がスタートしました。そのときにどういう現象が起きたかという、やっぱりいろいろな介護報酬もたくさん出ましたから、たくさんといたらちょっと言葉悪いですね。一定の報酬もありました。

これは、大手企業が相当その介護のところ

に参入したのです。先ほど申し上げたとおり、その介護報酬の支出がもう想定した倍以上に膨らんでしまったということですね。

その結果、どういう現象が起きたかという、介護報酬の見直しが起こったのです。

介護報酬の見直しが起こったということは、これはもう実際、介護の現場なんていうのはもうマンパワーですから、ではどこで民間業者というのは、当然事業者というのは利益が出なかったらやっていけないわけですから、そこでこれは本当に単刀直入に端的な言い方ですけども、どこにしわ寄せがいったかということ、やっぱり人件費のところですよ。人を最低限の人、それから賃金も抑えなければいけない。そうすると、どういう現象ができたかということ、3K職になってしまったのです。3K職場に。

ですから、こういうお話も聞いています。例えば、高校生が介護でここに進みたいと、そうしたら、進路の先生が、いや、介護はきついぞ、給料は安いぞ、汚いぞと3K職場になってしまったのです。ですから、十勝管内では大谷短期大学、それからコア学園とかがあります。いずれも定員割れです。結局もう希望する子供さんがいないということなのです。

ですから、本当に今、現実問題として介護職員の確保というのは極めて難しくなっています。我が町も今年度、特別養護老人ホームの建てかえの議論を進めようというふうに思っていますけれども、やはりその介護職の確保というのは極めて難しい。

また、一方では、その専門学校、資格を取れる学校に行けばいいのですけれども、従来は一定程度、介護現場の資格がなくても経験が何年かあれば資格を受ける資格が与えられたのです。

ところが、これも実は改正になったのです。

介護の実戦にプラス勉強しなければならぬのです。

通信講座か何かを受けて何十時間と受けな

ければいけないのです。

ですから、資格もまた取りづらくなったということです。当然、その介護施設については介護福祉士の資格を持っていることが原則ということでもありますから、全員ということではありませんけれども。

だから、ちょっと国も、率直な私の気持ちとしては、言っていることとやっていること違うのではないかなと、そんな思いもしています。今後、私の立場で機会があれば国に対してもそういったことも現実問題等含めてしっかりと意見反映をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 9番高橋議員。

○9番（高橋健一君） どうもありがとうございます。

また勉強して戻ってまいりたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） これで、9番高橋健一君の一般質問を終えます。

傍聴者に申し上げますけれども、今一般質問は本日8名の方が予定をしておりますので、お一人30分ということで規定をしておりますので、そのようにお聞き取りをいただきたいと思います。

次に、7番田利正文君。

（7番田利正文君 登壇）

○7番（田利正文君） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

学校給食の地産地消の取り組みと食育の取り組みのさらなる前進のためにというテーマであります。足寄給食センターの小森栄養教諭と廣田調理員のチームが全国給食甲子園で優勝するという快挙をなし遂げました。全国給食甲子園は、昨年で11回目です。

この取り組みを通して保護者・生産者・行政などの人々にとって励みになることを願う、食育を啓発すること、地産地消の奨励を目的として地域の活性化につながることに貢献したいと、このようにうたっています。

足寄町教育委員会の平成29年度教育行政執行方針2ページ右側上段に、食育では栄養教諭の効果的な活用を図り、職に関する指導を推進するとともに、学校給食の衛生・安全管理の充実に努めてまいります。また、魅力ある献立を通して、地場産食材の積極的な活用によるふるさと給食やリクエスト給食を継続し、安全・安心な給食の提供に努めてまいりますとあります。

まず最初に、給食に関する食育・地産地消・地域の活性化ということについて、教育委員会の所見を伺いたいと思います。

次に、以下3点について伺います。

一つ、地産地消100%に向けた食材の調査・研究とそれを生かす取り組みについてです。

2011年11月17日付の十勝毎日新聞で、足寄小学校の給食が取り上げられ、記事の末尾に「管内のある町の給食関係者が強調した。地産地消100%は無理だが、伸ばす余地はまだある。最終的にはJAや漁協、そして行政トップの考え次第です」とありました。

私もこの考えに賛同するものですが、我が町に給食に使える食材がどれくらいあり、それをどこの誰が生産しているのか、生産者数は、量はどのくらい確保できるのか、量や種類をふやすには生産者の協力を得なければなりません。

どこの誰に何を頼めるのかというようなことを調査、研究、検討するための栄養教諭、調理員、JA職員、教育委員会などによるチームをつくることはできないでしょうか。

二つ目、酪農・畜産現場への体験学習について。

小学生のラワンブキの収穫体験をやっていますが、小学校での食育農作業体験の意義・目的は、一つ、実際に畑に行き土に触る、作物ができるまでの過程生産者の苦勞を学ぶ、生産者の作物に対する思いを学ぶ。

二つ目、このような体験を通して作物を大切に作る心、食べ物に興味を持つ、足寄町の

食材・作物に感謝する、こういう気持ちを生徒たちに身に付けさせたいということです。

そのためには、栄養教諭、学校教職員、JA、生産者、教育委員会の連携は重要だと考えています。酪農・畜産の現場にも体験学習としての計画を組むことはできないでしょうか。

3点目です。剣淵町の畑作農家との調査、研究、交流について。

剣淵町の畑作農家のグループがさまざまな野菜を数百種類つくっていると以前にも紹介したことがありましたが、このグループの人たちに会い、足寄の給食に取り入れることを念頭に置きながら野菜の調査、研究、交流をするために、栄養教諭、JA、教育委員会を中心とした数人を派遣するということはできないでしょうか。

以上であります。

○議長（吉田敏男君） 答弁、藤代教育長。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 教育委員会から田利議員の学校給食の地産地消と食育の取り組みのさらなる前進のための一般質問についてお答えいたします。

1点目の地産地消100%に向けた食材の調査・研究を生かす取組についてですが、地元で生産され、給食の食材として使用しているものには、玉ねぎ、ジャガイモ、ニンジン、シイタケなど限られた野菜であり、地元で調達可能な食材については、日ごろから生産者や経済団体と連携を図っており、生産者や食材数・量などの規模から、新たなチームを設けて対応するまでの必要性はないものと考えております。

2点目の酪農・畜産現場への体験学習についてですが、子供の食材は家庭での健全な食習慣や学校での農林漁業体験を初め、さまざまな機会や場所において実践や体験活動を通じて行われるもので、酪農・畜産現場への体験学習以外にもさまざまな体験学習が行われており、実施に向けては関係機関との連携を行っております。

小・中学校では、ラワンブキ農場・圃場、

米づくり、林業体験などの体験学習を理科、社会などの教科や総合的な学習の時間で取り組んでおりますが、限られた授業時数であることから、今後も食育の取り組みとしては酪農・畜産現場への体験学習も含め、あらゆる実践や体験活動を通じて取り組んでいきたいと考えております。

3点目の剣淵町の畑作農家との調査、研究、交流についてですが、剣淵町では米作を初め、麦、豆、イモ、野菜、工芸農作物など多様な作物の生産が可能な地域で、これらの畑作物が農業生産額の4分の3を占める町であります。

また、大消費地の旭川市にも近く、北海道の優良事例として農業者による野菜の産地直送・直売が取り組まれているなど、農業生産構造や土地条件などが、畑作3品や畜産が主体の本町と大きく異なっております。

議員指摘の給食に取り入れることを念頭に野菜の調査、研究、交流をするための職員派遣については、本町の農業として新たな野菜を生産する難しい課題を解決しなければなりません。

生産していない野菜を給食に取り入れることは困難であり、取り入れを念頭に置いて職員を派遣することは考えておりません。

今後も地産地消や地元食材の利用促進を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

7番田利議員。

○7番（田利正文君） 私の通告書の文書の書き方がまずくて、私の意図したことが伝わっていないと、私自身思いました。

それで、改めて要約をして1点目と2点目についてお聞きをしたいと思います。

なぜかという、今の答弁を聞いていますと、既存の農家の方に新たな作物をつくってくれというふうに当然見えますね、私の書いた文章を読むと。それももちろんあるのですが、それだけではなくて、次のことが

あるのです。全国給食甲子園では、食育を啓発すること、それから地域の活性化に貢献したいというふうに明確に言っているのです。それを受けて、足寄で高齢化の中で退職もしくは離農された方の中で野菜栽培のノウハウを持った方ってたくさんいると思うのです。実際に畑を借りたり、あるいは自分の畑で栽培している人が実際におられます。

そういう人たちに、自分のためだけにではなくて、足寄の子供たちのために給食の食材をつくってもらえないかというところかということなのです。それは、既存の農家の方が新たに畑を分割してつくるというのではなくて。遊休地もありますよね。旭町にも結構遊休地ありますから、そういうところなんかも活用して、それこそ、先ほど、高橋健一議員が言ったような地域の高齢者の方が生きがいを持って自分の存在が社会で必要とされているということが一番生きがいになると思うのです。そんなことも含めてできないかというように思いがあったものですから。大量でなくて結構だと思うのです。

まずは、3月のメニューも見せてもらいましたけれども、そのメニューの中、例えば、カレーライスがここにあると。カレーライスの人参を、そうしたらこの小さなグループでつくってもらったら、幾ら必要なかということがわかりますよね。それをつくってもらえないかというところから始めてもいいのではないかと、小さなところから、というふうに考えているのです。そんなことをしながら、できればその人たちで一つの小さなグループみたいなものができるかというところか。簡単にいえば、足寄の給食を支える会でもいいですよね。

何でもいいのですけれども、そんなふうにして自分たちが、町長がよく言われる、子供は足寄の宝物ですというふうに言っているわけですから、その子供たちに自分たちが貢献をして食材を提供しているという自負を持っていただくということにもつながるのではないのかというように思いがあるのです。

そのことが、イコール、給食甲子園でいっている地域の活性化ということにもなるのではないか、もちろん経済効果ではないでしょうけれども、そういうこともあるのではないのかという思いがありまして、そのことができないだろうかというふうに思うのです。そのためには、栄養教諭やJAの職員の力がどうしても必要だと思うのです。どこにどんな方がいて、離農をされていて、このぐらいの遊休地があって、そこにこれだけつくれるよというようなことは、僕らではわかりませんので。

そんなことも含めて調べてもらえないかなという意味のチームです。私が言いたかったのは。そういう意味で、検討してもらえないかということで答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育次長。

○教育次長（寺地 優君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。まず、一定量安定した量の供給されないと給食として献立に組み込めないということは御理解いただきたいと思えます。700食を超えますので、一人に10グラム使っても相当な量を供給しなければいけないかなというふうに思っています。

もう一つは、供給される食材でございますので、当然、食品衛生安全法に基づいたもので流通されなければいけないというのもあります。

そういった意味では、個々人がつくられる場合の例えば消毒等含めてでもどのようなものが消毒で使われているかというのは、やっぱり食品衛生法に基づくものでございますから、一定の基準を守っていただくということもマニュアル等もお願いしなければいけませんし、安定供給ということもありますので一概に、お気持ちはわかりますが、個々人が趣味をちょっと拡大したレベルでつくられた商品をまとめて供給することは非常に難しいものかなというふうに考えています。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 今の答弁ですけれども、素人ですからこんなふうな言い方したら失礼ですけれども、余りにも格式ばっていないかという気がするのです。例えば、この前の地震のときに食材が入ってこなくて給食センターの全く別の地域から軽トラックで持ってきてこれだけこれ使ってと無料で持ってくるという場合、使えるわけですよ。その場合は、今、次長の言われた規則なんかから全部超えて使うわけですか。そういった使うときには衛生基準だとか。

だから、そういうこともあり得るのだから、足寄でもできるのではないかと単純に思ったわけなのです。そのために、僕ら素人ではなくて、JA職員の方が必要だというのはそこなのです。

つくってもらえるのはいいけれども、つくるときにはこれだけの土壌調査だって必要でしょうし、化学肥料はどんなふうにいるかってことだって必要でしょうし、どうなっているかと点検だって必要でしょうから、だからそこにプロの方がかかわってもらうということが必要だと思うのです。そうすれば、できるのではないのかという思いがあるのです。

つくるために何が必要かというふうに考えてくれないと。できませんといったら何もできないと思うのです。そこで、もう一度お願いします。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

地場産食材という、この地場産というのは一般的には地元を指すと思うのです。我々通称言うのは、地場産といったら足寄町であり十勝であり北海道くらいまでは地場産と言ってもいいのかなと。

ただ、この学校給食法の中で言っている地場産についてということについては、これはやっぱり常識的に地元だと思うのです。そういうことで、学校給食において地場産食材をできるだけ多く使うということは、これ

は本当に望ましい形だと思っております。

給食のまずは安心安全の提供、さらには地場産食材を子供たちに伝承していくと、地域の食文化を伝承していく、このことはとりもなおさず学校教育法の目標にもなっています。

そして、いろいろな昨今の子供たちを取り巻く状況をあれしたときに、食育という形の中で大別すると、学校のそういう食育の部分、それから給食の部分ということで、いわゆる栄養教諭が配置になったと。

そういう中で、先ほど議員御指摘のそういうアイデアについては私も非常にグッドだなと思っているのですが、現実の場面、給食として食材を提供するという場合については、先ほど次長が言ったように、安全安心のほかにはやっぱり安定的な供給だとか、それから農協を含めた生産者の特段の御理解、御協力をこの水面下できちんと話し合っていかなければならないのですよね。

そんなことがありますして、なかなかコストの面だとか、それから気候・風土に伴った足寄の地場産食材を学校給食に現状で安定的に提供していくということについては、なかなか厳しいものがあるなど。

ただ、趣旨からいって、食育の趣旨、それから地元の子供たちに地場産の安全な食材を提供していくという、この趣旨については異を唱える者なんて誰もいないと思いますので、今後、今現在でも主にコストの面なのですが、でき得る限りの範囲内で積極的に地場産食材を提供するように努めています。今後、先ほど議員がおっしゃった、そういう地場産食材のさらなる例えば退職者等による、この利活用によるそういう提供なんかも含めてどんな方法があるのか検討する余地は十分あるなどというふうに考えておりますので、その辺についての御理解をよろしく賜いますようお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 教育長から検討する余地はあると言われましたので、これ以上

ちょっと言わないことにします。

それで、私の思いでは、3点目のことなのですけれども、剣淵町のビバマルシェといたでしょうか、軽トラックで地場産品を300種だか400種類の野菜をつくっているという農家の若い人たちが行ってやっているらしいのですけれども。

そこで交流するというのはなぜかといったら、例えば、栄養教諭の方がそこへ行ってその野菜を見ますよね。見て、この野菜をぜひうちの学校で使ってみたいなと栄養教諭の方が思ったとしますよね。そうしたら、それ現地の人に、これ足寄でつくれるかいと言ったらつくれるよと言われればこれを持ってきてつくってもらおうと。さっき言ったグループの中ですよ。別に既存の大きな農家ではなくて、というところをつくってもらおう。

だから、さっき私が言ったのは、ほんの3月の二十何日の給食のときに使う材料だけを供給するなんていうことができないのかと聞いたのはそこなのです。

それでやってみてできれば、足寄の新しい特産物としてできますよね。もちろん大規模にはないですけれども。そんな思いがあって。しかも、できれば栄養教諭が4年だっていますから、4年いる間にそういうグループができるとしたらつくっていただいて、そしてその中で次の栄養教諭のときにも引き渡しできるというようなことができないだろうかという思いがあるのです。

そうすれば、地場産と教育長言っていました、地場産のものを使うことができますよね。もちろん、教育長の言ったとおりに、オールとかち、オール北海道ということも含めて地場産で考えなければだめだとは思いますが、地元のものを使うというのは可能だなどという思いがまして。

それについてはちょっとどうでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 教育長、答弁。

○教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、一番いい

のは学校教育法の給食法の目標にもありますけれども、その中の一つに、やっぱり生産、流通、消費の過程を子供たちにきちんと教育の中で営ませる、そういうのがありますから理想的なことを言うと、足寄町で取れた品目を全て学校給食で賄って、そのコスト面なんかでもペイできるようにすると、これはやっぱり理想的ですよ。そして、プラス、足りない部分を当然、自然条件や地理的条件が異なりますから、足寄町で賄えない部分についてできるだけ足寄町の地場に近いところから調達してあはしてくると、これは本当に理想に近いのですけれども。

そこには、現実にはなかなかいきなり理想にはいかないと。先ほど言ったようなさまざまな要因が内包されておりますので。そこで、せめて少しでも前へ進めるという観点で、例えば、栄養教諭さんや主任栄養教諭あたりを研修の意味を含めてそういうところへ派遣して調査する、そういうことなんかも必要なかどうかということもやっぱり考慮しなければならぬ。

同時に、やっぱり公金のあれですから、そのことが今足寄町の学校給食のそういうものを提供するときに必要なかどうかということ、そういうこともやっぱり対価として捉えていかなければならぬのだと。そういうことで、総合的な形の中でやっていかなければならぬと。

いずれにしても、やっぱり教育委員会、給食センター、それから農協さん、生産者あたりと何かそういう情報共有をして、そして少しでもこの学校給食を通して町の生産者というのですかね、町というのは、子供たちの健康増進はもとより、そういうものに資するようなそういう取り組みの糸口を見つけられればいいなど、そんなふうに考えていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） わかりました。

食育という点で、今、教育長が言われた点

について、例えばの話ですよ、こだわらないでほしいのですけれども、剣淵に行って物すごい野菜を見ますよね。栄養教諭の方が見て、うわ、これすごいなと思って、これをそしてうちの子供たちに食べさせたらこんな説明をしたいと思えますよね。

なぜ、こういう食物ができて、どうやってつくられたのかという、それやっぱり食育ですよ。そんなことに使えるのかなと思ったものがあつたものですから、ちょっと聞いたのです。終わります。

2点目ですけれども、教育委員会の方針の中に、安全安心な給食の提供とあります。

もちろん、そのためには、食材そのものが安全でなければだめですね。この前も刻みのりが原因で食中毒があつたなんてありましたけれども。結局は、今のところ、遺伝子組み換えのもの、あるいは成長ホルモン剤、抗生物質を使った食材、食品添加物を使ったものなど、有害なものがたくさん出回っていると思うのです。

そんな中で一つの事例を紹介して、後で教育長の見解を伺いたいのですけれども、リンゴや米なんかでは化学肥料、農薬を全く使わないで生産しているという生産者がいるということは、テレビ、その他でも報道されているから御存じだと思うのですよね。今回、御紹介したいのは、お茶なのです。40年以上前から農薬や化学肥料を一切使わないで安心安全な有機栽培のお茶をつくらっている茶園があるのです。

その方いわく、お茶の本質とは何かと考えたときに、本来、農薬も化学肥料も全く必要ないものだということに気付いたというのです。それで、魚かすだとか鶏糞だとかということも入れないというのです。それでどうするのかということ、その茶園があるところの地域にある草木ですね、それを全部、笹も含めて刈り取って、お茶の畝の間に敷き詰めるのだそうです。それすることによって、茶園自体がそれを分解していくと。だから、実際に写真も見せてもらいましたけれども、10年

経つともうきれいになってしまうのですね。土になるのです。そうなったところの茶壌から初めてお茶を生産して商品として売るといふふうに言っていましたけれども、そんなことができ実際に茶園としての経営もなり立っているのです。そこのところを学ぶ必要があるのではないかなと思ったのです。

それともう一つ、この方は原点だというのですけれども、中国雲南省に2回行っているのです。そこで本当に山の中なのですから、自然栽培のお茶と安い茶の山を見てきたというのです。それを見て、改めて今自分のやっているお茶の作り方が間違っていないことに確信を持ったというのですけれども。私なんかは全然知らないからあれなのですから、お茶の木が樹齢100年超えるのがざらにあるというのです。高さ10メートルを超えるというのですね。その10メートルを超える木に登って茶摘みをするのだそうです。それが向こうの茶摘みだというのです。日本では考えられないですよ。

そんなのがあって、現地に行って食事を呼ばれたのだそうですけれども、現地の食事は遠いところから食材をまず運ばない、それから現地で取れたものだけで料理されたものだと、それからお茶も料理も透明度が高いというか、食材同士の相性がよいというか、ピントが合っているというか、食べごたえがあるというか、何度も食べたくなるというか、言葉では表現が難しい何とも言えないおいしさだったと言うのです。

こうやっていったから、だから給食の食材を全て有機栽培でつくったものをつくれという主張はするつもりは全くありませんよ。けれども、食の安全安心という場合の考え方の原点はここにあるのではないかという思いが、私自身はあるのです。それで、教育長はどうお考えかということでもちょっとお聞きしたいなと思ったのですけれども。

○議長（吉田敏男君） 答弁、教育長。

○教育長（藤代和昭君） お答えいたします。

人間ももともと自然の動物であり、まさに歴史を振り返って見たときに、農業なんていうのは自然の生業というか、成り立ちをそのままできたと思うのです。そこにこの社会の発展とともに産業の形成だとかそういうことでこういう今のような形になって、果たして当初の本当に農業の最初の原点的な営みである、そういう安全や安心ですかね、そういうものが少しずつ損なわれているということが、今我々の社会で警鐘を鳴らされているわけなのですが。

そういう意味で捉えると、先ほど議員おっしゃるとおり、その地域の中で循環ができる、全てのものがそうなのですから、そういうのがやっぱり一番安全安心を保障するものであるのかなと、そんなふうに思っています。

現代社会がこんなように複雑多岐になりましたし、それに伴う経済的な営みというものも、やはりまさに今グローバル化もしていますので、一層学校の給食提供についても安全安心ということが以前にも増して求められていると。きっと給食は明治時代から始まったと思うのですが、戦後、子供たちの健康増進という観点で給食が果たしてきた役割は極めて大きいと。

とりわけ、この子供たちの昨今の朝食抜きだとか孤食だとか、そういう食生活の乱れを見たときに、この給食の役割というのは一層今重要視されているなど。

生活習慣病なんかもありますし、そういうときに少しでも給食の原点に戻った栄養補給を伴った健康増進、そのためには安全安心な給食の提供と、重複をしますけれども、地元に近いものを提供していく。

その地元の近いものが今現在流通していなければ、それを先ほど言ったような関係者も含めてみんなで知恵を絞っていくと、そんなことが大事なかなと思っております。

ちょっと不確定要素的な部分もありますけれども、くんでいただければなと思っておりますので御理解を賜りますようよろしくお願

いたします。

○議長（吉田敏男君） 7番田利議員。

○7番（田利正文君） 最後になります。

町長にお聞きしたいと思うのですけれども、文部科学省では、学校における食育の推進、学校給食の充実、栄養教育の制度についていろいろ定めています。

これ一々言うつもりはありませんけれども、栄養教諭が中心になって食の指導にかかわると、全体計画をつくることによって学校での指導体系なりそういうのがつくれるというふうにも書いてあるのですけれども、通告書の中に私書いたのですが、あえて11年の勝毎の記事を挙げたのは、最後にこうやってありますね。

ある町の教育関係者の話では、最終的な行政のトップの考え方次第であるというふうに書いてあったのですね。それを見て、なるほど、俺もそう思うなという思いがありまして、それで町長にぜひその辺をお聞きしたいと思うのです。

何かというと、給食に関する食育、地産地消、地域の活性化ということについて、町長のお考えを聞いて終わりにしたいと思えます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

基本的に、学校給食に関して私も興味がありますし、関心もありますし、かねてからできるだけ地元で取れたものを活用できないかと、こういうお話も前の教育長なんかともお話をしたことがあります。

詳細については、先ほど教育長が答弁したことに尽きるわけでありましてけれども、やっぱりもうちょっとわかりやすく言いますと、限られた予算の中で、しかも毎日子供に提供しなくてはいけないということです。

ですから、本当に地元でジャガイモでも何でも生産しているからつくればいいではないかと私も簡単な気持ちで言ったのですけれども、これは毎日同じものを提供するわけには

いかないということです。

ですから、これはもう栄養教諭が本当に毎日毎日の献立を考えて、この日は何で、そういうメニューにした場合についてはいろいろな野菜、玉ねぎだろうが人参だろうが一体どれぐらいの量がいるのかという、こういうことですよね。そうすると、それを本当に、では生産者の方と一件一件とこうやって交渉できるのですかといったら、これはもう現実に難しいときもあって。

これはやっぱり、たしかこれからの新年度予算は審議いただきますけれども、私のあれでは恐らく賄い材料費だけでも2,600万円ぐらいの計上をしているというふうにするのですけれども。

これが毎日毎日細分化されるわけですから、これはなかなか自分が議員もおっしゃっている、簡単なことだろうと思うけれども、これはなかなかいろいろなことも含めて難しいことだなというふうに思います。

議員の言っている趣旨というのは、私も同感であります。ただ、限られた予算だということもあるということでございますので、ここで言っている、新聞に書いてあった首長のあれで何とでもなるみたいな、これなかなか合っている面もありますし、何を意図してそういうことを言っているのかというのもよくわかりませんけれども。

ですから、これは教育委員会の現場とも相談をしながら今現在、子どもでは学校給食費実質無償化ということで、そういう政策も取り組んでおります。

ただ、これも根底は学校給食法に基づくそういう枠組みの中で全て私の考えで地元の食材だけで何ぼお金かかってもいいよと、こういうことではないということもあわせてあるのだということで御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） これにて、7番田利正文君の一般質問を終えます。

ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

11時20分まで休憩をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

4番 木村明雄君。

（4番木村明雄君 登壇）

○4番（木村明雄君） それでは、議席番号4番。議長のお許しをいただきましたので、新エネルギー推進について一般質問をさせていただきます。

我が町足寄町におきまして、いよいよ地域環境・経済の振興を目指し、芽登地区にふん尿処理施設建設、農家戸数3戸、成牛換算で約1,000頭、処理量年間2万5,000トン进行計画し、整備支援事業5億円を計上し、管理運営するとの行政報告がありましたが、下記について質問をいたします。

1、バイオガスプラントの経済効果について伺いたい。

2、規模的に大きな事業と考えますが、大きな事業の割にはこの地域で3戸の酪農家があります。

そのほかに希望者はなかったのか、また、後から参入希望があれば参加できるものなのか伺いたいと思います。

3、消化液還元について、酪農・畑作、希望者があれば、希望者であります、年間生産量、距離範囲、車両輸送関係、料金等を伺いたいと思います。

4、現在、町内のごみ問題が深刻化している中で、町内の生活ごみをこのプラントで受け入れることができるのか、これについても伺いたいと思います。

5、これから芽登地区に新設されるバイオガスプラントは基本的にメタンガスを製造し燃焼させ温水をつくる、またはメタンガスをエンジンシリンダーへ送り込み燃焼させ動力源にかえ発電機を回し発電をする、この足寄のプラント計画はここまでなのかと考えるわけです。

一方、現在、鹿追町で始まりましたプラント施設はバイオガスメタンを濃縮・精製し、水素を製造するものであります。

水素は、タンクに貯蔵が可能でどこにでも移動させることができ、水素自動車、燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトまたはトラクター、水素燃料電池発電、これらさまざまな広い用途に使用されると言われております。

私の提案であります、せつかくこのような大規模な事業として進むのであれば、当然、メタンガスから発電するとともに、これから大きく需要の伸びる水素を製造することも将来に向け前向きに進める必要があると考えますが、これについても所見を伺いたい。

6、このプラントの主な収入源は、発電をした電気を売電することにあると考えますが、維持管理、さまざまな問題も予想されると思います。

計画的に、機動運営し何年経過したならもとが取れるものなのか、これも伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 木村議員の新エネルギー利用の推進についての一般質問にお答えをいたします。

1点目のバイオガスプラントの経済効果についての御質問ですが、農業的側面として、ふん尿処理にかかる生産者の負担軽減による繁殖成績の向上及び生乳生産量の増加が挙げられます。

さらに、ふん尿処理後に発生する液肥は化学肥料のかわりに有効な肥料として牧草地等に適切に還元し粗飼料の収量増加、また、耕種農家での化学肥料の低減と地力増進が図られます。

ほかには、分解処理の行程から固液分離処理された固形分を乾燥させ再生敷料として活用することができます。

次に、エネルギーや地球温暖化防止の面として、発酵処理の過程で得られたメタンガスを活用し発電することで一部をプラントに必

要となる自給電力として利用でき、大部分を占める余剰電力は固定価格買取制度によって売電できます。

これにより、エネルギーを生産し収入を得るエネルギー産業としての価値と雇用機会の創出が図られ、大きな経済効果が期待されます。

さらに、間接的な効果といたしましては、芽登市街地周辺の悪臭防止、水質汚濁防止等の環境対策としての役割を担うこととなります。

次に、2点目のこの事業において3戸の酪農家以外の希望者はいなかったのか、また、今後参加はできるのかという御質問についてですが、建設に当たり、地域の皆さんと協議・検討を進めてきた結果として、年間を通じた常時受け入れの対象として、芽登地区周辺のリーストールの酪農家3戸となりましたが、期間や量を調整した上でつなぎ飼育畜産農家からの受け入れも可能な施設としております。

3点目の消化液還元について年間生産量、距離範囲、車両輸送関係、料金についての御質問ですが、消化液の年間生産量は約2万6,000トンとなっています。距離範囲については、撒布作業が限られた期間に効率的に行う必要があることから、中間貯留槽を設置する計画であり、おおむね半径20キロメートルの距離範囲となっております。輸送車両については、10トン積みのバキュームローリーで輸送いたします。また、消化液の料金については、現在、輸送・撒布含めて1トン当たり1,200円と想定しております。

4点目の町内の生活生ごみをプラントで受け入れることができるのかという御質問ですが、一般家庭からの生ごみはメタン発酵の原料として有効に利用できる可能性を持っておりますが、今後のごみ処理体制について、関係機関と協議、検討を進めてまいります。

5点目のバイオガス発電までの計画となっているが将来性が見込まれている水素製造も

視野に入れた取り組みを検討すべきではないかとの御質問ですが、メタンガスは天然ガス、都市ガスの主成分であり、水素の原料とすることも技術的には可能であります。将来的にはそれらと融合した利用の可能性があると認識をしております。しかし、水素に関しては、まだ経済的に十分普及する段階に至っておりませんので、現在のところ、メタンガスを必要以上に改質することは考えておりません。まずは、発電に伴う排熱の有効利用策としてハウス栽培等の暖房用熱利用などを検討しております。

6点目のプラントの運営管理を計画的に行った場合、何年経過すれば、もとが取れるのかという御質問ですが、事業の経営計画の収支においては建築物等の減価償却費やメンテナンス費など変動経費が年によって変化することから、単年度収支では赤字になることも想定しておりますが、20年間の総合収支とキャッシュフローでは剰余金を持てる経営体となる予定となっております。

足寄町といたしましても、このバイオガスプラント建設が本町の基幹産業を継続・発展させる重要な施設になると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、木村議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

4番木村議員。

○4番（木村明雄君） それでは、再質問をいたします。

この新エネルギーの推進についての質問は、相当大きな事業でありますので、最初の通告書と再質問が多少重複する点があるかと考えますが、御理解をいただきたいと思っております。

それでは、質問をいたします。

経済効果についてですが、これについては、町長の行政報告がありましたので、2番から進めたいと思っております。

この2番の酪農地帯の芽登地域にあっては、3戸の希望とありますが、余りにも希望

者が少ないのではないかと考えます。

ここで、参考までにお伺いをいたします。3戸の農家で1,000頭とありますが、この芽登地域に相対的に酪農家が何戸あり、総頭数はどれほどなのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 今の直ぐには出ません。

○4番（木村明雄君） はい、わかりました。

これについてはすぐ出ないということで、後からお聞きをしたいと思います。

では、プラントの参画についてであります。本来ならば、10戸または15戸と構成員が参画し営農するのが理想ではないかと私は考えますが、芽登地区それぞれがプラント建設参入について現在、環境、立地条件、気象条件、さまざまな条件のもとに参入を迷いたためう人がおるとするならば、これから後から参入することができるものなのか、そしてまた1,000頭規模といわれておりますが、どのくらいの余裕があるのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

まず、このバイオガスプラント、実は計画を始めてから2年余り経過しております。

当初、検討したのは、議員仰せのとおり、地区の皆さん方が1戸でも多く参加できるものなのかどうか。

具体的に私が報告を受けているところで行きますと、12戸の酪農家の皆さん方といろいろな相談をしてきたということでもあります。その中で、一番の問題は、このバイオガスプラント、実は原料となるもの、これが通常のつなぎの酪農家のところでいきますと、敷料に麦稈を使っていたりいろいろな敷料を使っているわけでもあります。

そこで、当然これを原料としてメタン発酵していくわけでありましてけれども、その中で、設備の中で、やはり麦稈等が入ればやっ

ぱり設備等に支障を来すという事例も見受けられると。

十勝でいきますと、先進地は鹿追町あるいは士幌町ということでありましてけれども、とりわけ鹿追の事例を参考にさせていただいたというふうに聞いていますけれども、やっぱり敷料によってはやっぱりトラブルの原因にもなるというようなことでもあります。

当然、規模は1,000頭規模ということでありましてけれども、当然、つなぎの酪農家の皆さんの原料も引き受けをしたいと思います、そういう意向も持っております。それにはやっぱり敷料に何を使っていたかということでもあります。

ですから、先ほども最初の答弁にもお答えいたしましたとおり、固液分離をして、これをちゃんとしっかり乾燥させていきますと、先進事例もあるのでありますけれども、すばらしい再生敷料ができるということなのです。

ですから、これはもちろん再生敷料をただで提供するということにはなりませんけれども、積極的に舎飼の酪農家の皆さん方にはそういう再生敷料を利用していただいてふん尿を出していただければ、これはもう全然支障がないというふうに思っていますので。

これはもうこれから先に向けてのいろいろな取り組みが出てくるのだろうというふうに思っています。

それから、では、受け入れのところでのどのくらいの余裕があるのだと、これは一口には言えませんが、当然、受け入れするふん尿の量等々も含めてありますけれども、一定の頭数については調整をすることによって受け入れ可能だというふうに私は聞いております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） 今、ある程度受け入れは可能だということなわけなのですけれども、私が本当に聞いたかったのはやはり1戸も2戸も後から入れるだけの余裕があるのかなど、そんな気がしたものですから。

というのは、今これ新しくやはり始まるということになれば、誰もがやはりちゅうちょするとか、慎重になるということがあるのではないかと私は思うわけなのです。

それでは、次に質問をいたします。

消化液還元についてであります、問題は畑作・酪農希望者が多いか少ないかによるものと考えます。

まずは、重量、トン当たりの料金設定、これ先ほどちょっと出ておりましたけれども、消化液金額、それから輸送料金額、それらが高価格であれば、消化液を使いたくても使えない状況下になるおそれがあります。それと、輸送距離、これ先ほど20キロと言いましたけれども、これができれば本当に畑作の場合であれば、これは大変やはり肥料としていいものだなと、そんなふう思うわけなのですよね。

そこで、やはりできることであれば大誉地方面、それからまた上螺湾、それから螺湾方面、それらに輸送できるものなのかどうなのか、それらについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 消化液の利用なのですけれども、先ほど、木村議員もおっしゃっていたのですけれども、この金額設定については現在もまだ試算中でありますけれども。

遠方とか、大誉地、螺湾方向ということもあると思うのですけれども、現状の中で今計画していることなのですから、芽登周辺、今3戸で行われている方々の牧草地、それと部分的には今検討されているのですけれども、畑作という観点から郊南地区という限定にはならないのですけれども、そういったところで中間貯留槽、これを設けて今後活用できないかという形で計画しております。

その中で、農協の地区懇の中からの情報からもお聞きしている中では、今後の畑作利用に伴う消化液の還元、これについても現状でいきますと、先ほど木村議員がおっしゃって

いるように、まだまだ浸透度ということについてはちょっと薄いのかなと。

今後、その消化液の利用の効果、こういうものを検証していきながらきちんとした活用を取り込めないかということも検討しながら進めていきたいと。現状の中の大誉地とか螺湾方向、これについては、やっぱり相当距離も遠くなるということからも、その部落とか地域については消化液ということもあると思うのですけれども、堆肥の利用だとかそういったことで還元していくのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次の質問をしたいと思います。

現在、町内のごみ問題が深刻化しております。この30年には帯広へ計画がありますが、早急に考えなければならない問題と考えております。

そこで、足寄町市街の生活ごみ、生活生ごみですか、だけでも芽登プラントへ受け入れをすれば距離的にも時間的にも、そして経済的にも大きなメリットがあるものと考えますが、そこで帯広市へ持っていくのか、芽登プラントとどちらが経費節減、そしてまた合理化になるのか、比較計算もしくは試算をしているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

これはバイオガスプラント、事業主体は農協さんで建てるといこととありますけれども、今議員仰せのとおり、足寄町が生ごみの処理というのは3町でやっています、クリーンセンターに埋め立て処理をしているわけであります。

この処分場が30年度でいっぱいとなりますから、基本は3町とも十勝の環境保護事務組合、そちらのほうに参加をさせていただくこととしております。

持ち込むごみのうち、生ごみをこのプラントで処理できないかというのは、これは当然相談をさせていただいております。純粋な生ごみであれば、それを入れることによって、むしろガスの発生が効率が上がるという、こういう情報もいただいております。これは、先ほども申し上げましたけれども、鹿追の先進事例もいろいろ聞いているわけでありませけれども。

そこで、問題は、生ごみに異物がどうしても混入されているということなのです。純粋な生ごみだけではなくて。

そうすると、これをどう選別をするのか、ここなのです、問題は。当然、今現在、事前に取り除く方法等々も含めて相談をさせていただいているところであります。仮に、それを選別する施設が必要だということになれば、当然そこにお金がかかるわけですから。

私どもとしては、何ぼお金かかってもいいからそこに持っていくよという、こういう立場にはなかなか出来ませんから、わかりやすく言いますと、今現在も処理費がかかっています。これを生ごみの分を帯広まで運ぶのに一体何ぼかかるのか。乱暴な言い方をすれば、同額かもしくはそれよりも安くなれば私どもとしてはメリットがありますから搬入したい、もっと言えば、プラント側もその生ごみが入れば、当然、有料で処理していただくことになりますから、これは運営経費の一助にもなるのかなど、そんな思いもしております。

当然、相談はしていますけれども、まだ細部について、先ほど申し上げた何点かの問題もありますから、まだ結論には至っていません。その可能性については、これからも追求をしていきたいなど、こんなふうに思っています。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） これ、やはり理想とすれば、この生ごみについては帯広の遠くまで金をかけて持って行くよりも、これは私の

素人考えなのかもしれないけれども、そういうふうにしたほうがいいのかなど、そういうふうにも思っていたところでございます。

それでは、次の質問をいたします。

これから芽登地区に新設されるプラントは、基本的にメタンガス製造プラントだと考えます。5億円を投じ、総事業費、これ10億円もしくは13億円とも聞いております。

ここで、改めてもう一度お伺いをいたします。

この芽登プラント事業は、それ相応の装置がついていないがために、メタンガスから水素は製造できないというものなのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 計画しております。このバイオガスプラントにつきましては、主にスラリー状のふん尿を発酵させて堆肥処理をするということでありまして、その過程の中で出てくるこのガスを燃焼させて、そして発電をします。当然、これ施設にも相当の莫大な金がかかるわけでありまして、これは運営をしていって減価償却をして、これは相当な負担になるわけでありまして、これが国が数年前にできましたフィット制度、電気の買い取り制度、これができることによって、発電をすることによって自分のところで使う電力余りますから、これをフィット、すなわち北海道でいけば北電さんに買ってもらうということでありまして。買い取り単価は39円です。それでプラント運営を十分にできるという、そういうめども立ったということで農協さんとしても踏み切ったということでありまして。

次に、水素の関係でありますけれども、このバイオガスプラントから水素を取り出してというのは、まだまだ試験が始まったばかりということでありまして。これも先進地であります鹿追町のバイオガスプラントで、これは環境省の補助をいただいて、これはいろいろ大学を含めていろいろな研究機関がこぞってそこに鹿追町のプラントのところで水素を

精製して活用できないかという、こういう試験が始まったばかりということでもあります。

ですから、最初の答弁でも触れたとおり、ではうまく水素ができましたと、ではこれをどこに供給するのですかというのはまだまだこれから先の話でありますから、これはこの予定しています芽登のプラントではそこまでの考え方は持っておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） 私は、この水素、何にでも幅広く適用する水素、これは大きく需要の伸びる高度な水素を製造する必要があると、これから先に向けて、そう思っているところでもあります。

現在の計画規模でメタンガスから圧縮精製し、そして水素を製造するには、今テストだという、これ鹿追町もテストなのかな。そのようなことで、テストをしているということなわけなのだけれども、これはやはり今までメタンガスではだめだと私は思うわけなのです。

やはり、これから先に向けて進むのであれば、このメタンガスからやはり水素を取り出して、そして幅広い形の中で金にすることを考えていかなければならないと思うわけなのです。

それで、これわかるかわからないか、ちょっとわからないけれども、これ生成機がきつと必要なのだと思うのです。そこで、この生成機というものは、どれほどの差額としてかかるものなのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） その関係については、まだ調査できておりません。

○4番（木村明雄君） はい、そうしたら、次の質問をいたします。

ここで、鹿追町、先ほど町長が2回も3回も鹿追町と言っていましたけれども、私も鹿追町についてちょっと調べてみました。

この鹿追町のバイオガスプラントの話になりますが、鹿追町は構成員、酪農家が12

戸、技術管理者が1名、嘱託職員が4名、そして2015年度地域連携低炭素水素技術実証事業を施行して今日に至っております。

参画会社は鹿島建設株式会社、2番がエア・ウォーター株式会社、これについては足寄農機具メーカー日農機製工グループ連携とあります。それから、3、これは日鉄重金パイプライン&エンジニアリング株式会社、四つ目がエアプロダクツジャパン株式会社と。これで、我が国の大手エネルギーメーカーが4社協賛協力、そしてアドバイスをしながら進んでおるところでございます。

一方、我が足寄町の芽登地区にこれからバイオガスプラント建設をするわけですが、絶対に失敗は許されないわけでありす。

歴史のある信頼の置ける大手企業会社に加わってもらう、またはアドバイスを受けながら進むことが何よりも失敗のない進め方だと私は考えるわけですが、これについて足寄はどうなのか、この辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

今の議員が言われた会社名は、いわゆる水素の関係で加わっている関係機関あるいは会社であります。

バイオガスプラントにつきましては、国内に何社かのメーカーがあります。町としてのかかわりというのは、御案内のとおり、協力隊員を1名専門に当たらせているというようなことで、農協さんと十分連携をしながらやっているということでございます。これは、これまで実績を重ねてきているバイオガスプラントメーカーさんといろいろな下打ち合わせをしながら間違いのないプラントをつくるべく協議、検討を進めているということで、私は報告を受けておりますので、その点は心配ないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番木村議員。

○4番（木村明雄君） 私はこれだけのやはり大きな事業を起こすということであれば、やはり先進的な技術を取り入れた形の中で足寄町も進んでもらいたいものだなと、そんなふう思うところでありませう。

そしてまた、私どうしてなのか水素に随分こだわっているなというそんな気がするわけなのですけれども、近年このバイオ技術が日増しに急速に進歩している今日であります。今から10年ほど前は、農家のふん尿処理プラントが水素を製造するという事は到底誰もが考えられないことでありました。

足寄は計画どおり、メタンをつくる、今のところなのかも知れないけれどもね、メタンしかつけれないプラントを建設するわけですが、これから何年か稼働運営をした後に必要に応じて水素製造プラントに移行することがあるかと私は考えるわけですが、まずはそれから何年か経っての移行に当たってどの程度の、これ二重に予算がかかるような、そんな気がするわけなのだけれども、それについてもどの程度の今までメタンを製造していたのだけれども、これから水素にしたいといったときに、これ先ほどもちょっと言ったかもしれないですけれどもね、この差額というのはどれほどなのかちょっとお伺いをしたいなと、そんなふう思っていたところでありませう。

それと、もしそういうふう足寄町が移行していくということになったときには、補助金が見込めるものなのかどうなのか、その辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） ちょっと時間が過ぎましたので、余った質疑については、あしたに回してください。

それでは、これで4番木村明雄君の一般質疑をこの場は一応終了をさせていただきます。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時まで休憩をいたします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

一般質問を続行をいたします。

2番 榊原深雪君。

（2番榊原深雪君 登壇）

○2番（榊原深雪君） 議長のお許しをいただきましたので、一般通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

健康寿命の延伸の取り組みについて。

超高齢社会に向けて、高齢者が健康で生き生きと安心して住みなれた地域で暮らし続けていきたいと思われるのは当然のことと思えます。

介護を必要としない健康な高齢者が老人憩いの家やむすびれっじに徒歩やコミバスの利用や自家用車など、あらゆる交通手段で利用者が多数集います。

婦人ボランティアによるひとり暮らし高齢者への給食サービスや、老人クラブの各部会活動、文化サークル活動や趣味の会の利用など、高齢者の活動拠点となっています。

集まった方々は、こういった施設があるのはうれしい、健康で仕事や家庭のことで今まで頑張ってきた自分に御褒美として毎日を楽しく仲間と過ごせる場所があることはありがたいと感謝の声が聞かれています。

現在注目されている健康寿命について、足寄町の取り組みと考え方について伺います。

1、健康寿命が延びれば、医療費や介護費の削減につながります。

長生きするには、人生を終えるまで健康上の問題で普段の生活が制限されることなく生活できることが大切です。

団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けてのお考えをお聞きします。

2、今後の高齢者交流施設の充実に向けての環境整備の計画について伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 榊原議員の健康寿命の延伸の取り組みについての一般質問にお答えをいたします。

1点目の団塊の世代が後期高齢者になる2025年に向けての健康寿命延伸に関する考えについては、厚生労働省が公表している最新データは平成22年のものになりますが、全国平均寿命は男性が79.55歳、女性が86.3歳となっている一方で、健康寿命は男性が70.42歳、女性が73.62歳となっており、その差が日常的、継続的な医療や介護に依存した状態で過ごされる年数となっております。

まず、健康寿命を延伸するためには、脳血管疾患、心疾患などの生活習慣病予防が非常に重要であり、年代を問わず、よりよい生活習慣を身につけて改善を行う必要があると考えております。

そのために、妊産婦への健康づくりの指導、助言から始まり、乳幼児健診での指導、保育園や学童保育所での食育を含む健康教育等を実施し、成人になる前からの生活習慣病予防対策の学習機会を設けるようにしております。

成人においては、特定健診や後期高齢者健診等を通しての生活習慣改善指導や健康づくりの指導、助言に取り組んでいるところで、まずは受診していただけるよう勧奨に力を入れております。

平成29年度から小中学生の希望者を対象に、健診の機会を設けて生活習慣病の早期発見、早期治療のための取り組みを始めるほか、医療機関と連携して透析治療に至らないように糖尿病の悪化防止対策を進め、健康寿命の延伸、医療費の抑制を目指すこととしております。

また、高齢になった場合には、各種介護予防教室や生きがいづくり等にも取り組んでいただけるよう各寿の家での生きがいデイサービス事業や高齢者等複合施設での地域交流事業、教育委員会での体育事業や高齢者学級事業などを行っているほか、老人クラブ活動において介護予防事業等の実施もしているところであります。

80歳を超えると要介護認定率が約3割に

急上昇するとの分析がされており、団塊の世代の方々が2025年以降に重度な要介護状態にならないように予防あるいは軽度な状態で維持していただくことで御本人の望む地域での生活を送ることができるほか、介護サービスの必要量を抑えることができれば介護費用、介護保険料の上昇を抑えることができるものと考えております。

健康づくりや介護予防については、継続的に啓発・普及活動等を行っておりますが、町民の皆様の健康維持増進を図るため、引き続き幼児から高齢者までの健康づくり、介護予防事業を進めてまいります。

2点目の今後の高齢者交流施設の充実に向けての環境整備の計画についての御質問にお答えをいたします。

まず、ハード面の整備についてですが、高齢者が介護予防等を行う施設の長寿命化を図るため、計画的な改修等を予定しているところです。

平成29年度予算において、老人憩いの家修繕事業として集会室の床改修工事を計上しているほか、総合計画において平成30年度から各寿の家の屋根塗装等を年次的に進める予定をしており、市街地だけでなく各地域でも老人クラブ活動や生きがいデイサービスなどの介護予防活動を継続できるよう施設の改修や備品等の計画的な更新等を図ってまいります。

次に、ソフト面についてですが、現在実施している各種介護予防事業等を継続するとともに、効果があらわれている先進地町村の取組について研究し、新たな事業の実施について検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、榊原議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

2番榊原議員。

○2番（榊原深雪君） 先ほど、高橋健一議員の答弁にもありましたけれども、2017年度末までには要支援者対象の予防給付から通所介護と訪問介護は介護保険のサービスか

ら外れ、市町村事業に移行になります。

そこで、介護予防によって健康寿命を延ばし、介護をできるだけ受けずに済むようにできるかどうかは、各市町村の取り組みにかかっています。

先ほどの町長からの答弁にもありましたように、福祉課サイドでは本当に懸命に高齢者の予防対策にも骨を折っていただいていることは承知しております。

そこで、2020年には足寄町の高齢者の人口を見ますと、2,756人と見通しされていて40.1%になるのです。ますます大変になってくるのではないかなと思っています。それで、世界でもこの高齢、平均寿命が日本が1番、そして健康寿命も世界で1番ということになっています。そして、ほかの国の平均寿命が60歳前後となっています。男女ともに。

だから、日本ではそれだけ高齢者の方が多いということは、やはり介護医療に負担がかかるという見通しもあります。

でも、現在、足寄町の高齢者の方を見ますと、もう1日が24時間では足りないように活動的な方もいらっしゃいます。

そして、もう本当に御夫婦で健康であれば本当に楽しく家にいることが少ないよなんていうぐらい活動的に活発に過ごされております。

そこで、先ほど、答弁にもありましたけれども、介護認定率が足寄町では3割を今後超えるかもしれないです。日本全国で3割を超えるかもしれないところがありましたけれども、和光市では介護認定率が18.2%を9.4%に下げたということです。そういうことができるという事例があります。

それにはやはり、先ほど答弁にもございましたように、予防治療が大切だなということが実感したわけでありまして。それには、やっぱり保険者と高齢者自身の努力により低水準に抑えているのではないかなと思っています。そして、介護保険料も平均基準の5,750円、足寄町はありますけれども、保険料

は。それより1,000円以下にその町の先進地では1,000円以下、1,300円程度抑えることができたという事例もありますので、今後ともに予防治療のほうで力を入れていっていただきたいなと思ってこの質問に至ったわけでありまして。

それで、国保加入者で40歳から74歳までの方を対象にした特定健診、特定健康指導などを特に行われていると思いますけれども、この事業の成果と受診率の成果をどのように分析されていると思いますか。

今後の効果的な対策や改善策などをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 特定健診につきましては、いわゆるメタボの方等を中心に対応をしているところで、受診率につきましては、昨年の例でいえば北海道は25%ぐらいなのですが、足寄町でいえば59%ぐらいの受診率になっておりまして、そのうち特定保健指導ということで指導されている方が13%という形で少しずつ浸透をして効果も上がっているところでございます。

それで、いわゆる生活習慣病をいかに改善していくかということで、地道によくある喫煙ですとか運動不足ですとか飲酒、これらの部分の原因とその効果というのもきちんと科学的にその対象者の方にお知らせして受診につなげるという形で徐々に浸透しておりまして、これら生活習慣病による疾患で長期に入院されたり、高額医療かかる部分を若干でも抑えられればということが今の国の流れでございまして。

それで、健康寿命といわゆる寿命との差を少しでも縮めて医療費、介護費を削減するのが国のテーマでございまして、先ほどの高橋議員のお話にもあるように、医療の部分ではやはり医療、医師または専門の方の指導等を仰ぎながらできるだけ慢性的な医療においては病院ではなくて家に帰ってきていただいで、その地域で過ごしていただけるような形ということで医療費の削減とともに家族のい

るところ、地域で過ごすことができるように進めているというところがございます。

やはり不健康な方が病院へ向かうというのは、やはりきっかけがなくてはだめだということ、粘り強く保健師のほうから今の病院にかかっている原因はこうですよというのをやさしく教えて、まずはかかっただくということ、少しずつ進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原議員。

○2番（榊原深雪君） 今の特定健診の報告をお聞きしましたけれども、この5年間の数値を見ますと、受診されている方が多くなっているし、よい結果が出ていると見ています。

その中で、分析していただきたいのは、男性と女性がどれぐらいの比率で受けられているかということとか、もっと細かくもっと分析していただいて、国の方針では2020年にこの平均寿命と健康寿命を一歳縮めるということが目標にしています。

そこで、老人ホームなども見ますと、女性の方がやはり入所されている方が多く見られて、男性のほうの方がやはり少ないのです。それだけ、平均寿命は長くても女性が床に伏せて施設でお世話になるというところが多いと見受けられます。

そこで、一人でも多くの方が施設にお世話にならないでやはり健康で過ごせるような仕組みということをしていただくには、やはり女性の比率とかも調べていただいて、何がこの特定健診の健診科目に入れたらいいかということも考えていただきたいなと思うのですが、けれども。

以前に、男性の前立腺がんの検査も項目に入れていただいたことがあります。女性は、やはり骨粗鬆症とかが原因でやはり長く入院せざるを得ない、それが原因でやはりちょっと認知症のほうにもかかってしまったという事例もありますので、そういう骨粗鬆症の健診項目をふやすとかというお考えはないかど

うかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） データの分析につきましては、国保の受診データ、いわゆるレセプトのデータですとか、その他特定健診での実績などでかなり細かく国保データベースシステムというものもございまして、分析は国保の部分ではできていると思うのです。

それをどう生かすかという部分がこれからの課題でございまして、データとしては足寄町の分母というのが小さいのでなかなか国の傾向と見比べてこの傾向があるというのがはっきりわかるものとわからないものがあります。

例えば、骨粗鬆症でございますが、これはやはり今ここで行政的な立場からやりますと、やりませんと、お答えがちょっとできないのですが、医学的な部分で医師、福祉課にいる保健師とともに、まず対象となる方々がどれぐらいいるか、早期で発見できる仕組みですとかをどのようにつくるか、どのように行っていくかという部分とかさまざまな角度から検討をして前向きに進めたいと思います。

ちょっと新年度でいえば、乳がんのためのPET健診ですとか、集団検診でやっていた胃がん健診を、まず契約を進めているところですが、帯広市内で行きたいときに行きたい病院で健診をしていただくというような形で健診のほうでも広くやれるような形でどんどん進めていますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原議員。

○2番（榊原深雪君） 先ほど、町長からの答弁もありましたように、妊産婦さんからやはり幼少期、そして高齢者に至るまでのやはり予防を目的とした考え方というのは賛同できるところでございます。

そして、日本の死因の第1位はがん、2位は心疾患、3位は肺炎になっています。やはり特定健診というものがいかに大切かという

こともこの病気の原因というのも早期発見ということがやはり大切なのではないかなと思っ
ています。

そして、肺炎ですが、やはり誤嚥性肺炎ということでやっぱり高齢者の方は自分の力で食事ができるというのがやはり最後まで望んで
おります。

そういうところで、むすびれっじさんのところでもあいうえお体操とか、歯医者さんに行ってもあいうえお体操
していますかなんて聞かれます。それぐらいやはりもう浸透して皆さんがすれば一番いいことなの
ですよ。でも、やはり年を取ってからではなくて、やはり若いときからのそういう意識を持たないと、
高齢者になってから大丈夫ということにはならないのです。だから、やはり早期の予防治療と、
それと予防に対する意識、健康意識というものが大切なのではないかなと思っ
ております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

このたびの予算の集会施設のことなのですが、今回の予算で老人憩いの家が920万2,000円計上されて
おりました。それは、床を直すということでお聞きしております。皆さんが使う施設ですので、
そういうふうに次々と直していただくのは本当にありがたいことだと思っ
ております。

そこで、あそこの集会施設にあるエアコンと言えるのかクーラーというのか、天井についているもの
があるのですけれども、それがかなりスイッチを入れるとぴゅーと冷たい風が来まして、
やはりそれをつけられる状態ではないのです。真夏に。

そして、音もすごいですし、冷たい風が余り来過ぎて、その下で何かをいよいよ行うということには
今のところ、ちょっとそういうのには不都合が多くて。

今、エアコンなんかもすごく安く手に入りますので、そういったことを改善していただ
けると、よりよく高齢者の方が集会施設に足が向くのではないかなと思
います。

そして、今の元気な高齢者の方は、車に乗せていきますよとかと言っても、いや、自分で
歩くから大丈夫とかと言ってくれるぐらい本当に足寄町の高齢者の方は頼もしいのです。
そういう方もたくさん見受けられます。

そういう方がその施設へ行けば、我が家よりも少しは涼しいところ、我が家よりは少しは暖かい
ところと足が向くように、集会施設等の改善をもっと力を尽くしていただきたいなと思
うところなのですけれども、そこのお考えもお聞きしたいと思
います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（丸山晃徳君） 福祉的な観点からいう高齢者の方をメインとした集会施設とい
うことであれば、町内では憩いの家、芽登・大誉地・上利等では寿の家がございまして、
年次的に生きがいデイサービス等もやっているというところで、管理人さんからなり指
導者の方々からここを直してほしいとか、これが足りないとかと言われたら随時直して
いるところではございますが、確かに、議員さんが仰せのとおり、憩いの家のクーラーに
ついてはちょっと見落としていた部分で、見落としていたというか、放置ですね。その
ままで皆さん我慢して使われていたというところで、例えば、クーラーでしたら、せ
っかくつけたクーラーがもう古くて壊れていたとか、ストーブが上のほうは温かいけれども
下のほうが寒いとかという部分があるということで、今回大きな集会施設のほう
が床がかなり老朽化しているということでそれをメインに直すのですが、可能な
範囲、今ある規定予算内でどれだけ対応できるかというのはまだお約束が
できませんが、やれる範囲から徐々に進めていきたいと、まず老人憩いの家
でいえば考えているところです。

また、その他の施設につきましても、なかなか私も担当者が順繰り回って定期的
に見て何かまずいところがあればやっている部分はあるのですけれども、
ちょっと見落としていたりする部分もあるので、地域の方、利用者の方の
声をお聞きして可能な範囲で予算化を

していただいて対応していくというふうに考えています。

ですから、ほかの集会施設とかいろいろバランスもあるというところで、優先度というのはやはり予算決めをされた中で可能な範囲で進めたいと思いますので。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番榊原議員。

○2番（榊原深雪君） エアコンにつきましては、そんなに高額なものではありませんので、きっと早い手だてをしていただけるのではないかと期待しております。

そして、今これまでも福祉課の方、施設に関してはこういうものがあつたほうがいいのですけれどとかお話ししますと、割と早急に手だてをしていただいていたました。

そして、町民の方からも外の駐車場の明かりが暗いのもう一つつけてくれないかというお話とかいただきますと、早急に割と手だてをしていただいていたところでした。

だから、これそんなわがままな願いをしたつもりはありませんので、本当にことしの夏は快適に過ごせるように、前向きにそれは施設の環境整備ということでやっていただきたいなと思っております。

最後になりますけれども、健康寿命が延びれば医療費や介護費の削減につながります。

でも、それは口ではたやすいことですが、やはり保険者と高齢者自身の努力が必要だと思えます。

今後もそれに向けて本当に大変な時代が来るのではないかと私は想像しております。

そこで、町長に最後一言をいただきまして、終わりにしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） るる御質問あるいは御意見をいただいたところであります。

この間、どれくらいの高齢者、もっといえば介護が必要になっても、あるいはどんな状態になっても我が町で暮らし続けられる環境整備にしようということで平成24年から医療を根底に置いて介護、保険、福祉の連携シ

ステムをやろうということで、ちょうどことで丸5年たつということになります。

先日も、国保病院の院長先生あるいはあづま病院の池田千鶴先生ともお話しするのですが、この間の取り組みの5年間のやっぱりよかつた部分も含めて検証をしようと、そしてこれから先どういう形でやっていくのがいいのかということも集まって相談しようと、こんなことも話し合いをしているところであります。

一番の基本は、冒頭の高橋健一議員のお話にもありましたとおり、やっぱり一番理想とするところはやっぱり自分の住みなれたところで一生を終えるというのが一番の理想だというふうに思っております。

ただ、そうはいっても、そういう状況にないお年寄りもいるのも事実でありますから、これは在宅含めて施設も含めて地域全体で、足寄町全体でどういう形でいくのいいのかというのは常にいろいろな方々の知恵をいただきながら対応していきたいなと、こんなふうに思っていますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですね。

それでは、2番榊原深雪君の一般質問を終わります。

次に、1番 熊澤芳潔君。

（1番熊澤芳潔君 登壇）

○1番（熊澤芳潔君） それでは、議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問事項でございますけれども、プレミアムフライデーについて。

内容でございますけれども、各自治体を取り巻く環境は人口減少等により、先行き不透明な中で、足寄町はまち・ひと・しごと総合戦略に基づき各種事業を進めています。

プレミアムフライデーとは、日本国政府と経済界が提唱推進する毎月末金曜日（フライデー）に普段よりもプレミアムな生活を推奨する個人消費喚起キャンペーンで、午後3時

(15時)に仕事を終わることを奨励している。

働き方改革とも連携、給与支給日直後に該当しやすい月末金曜日には夕方の買い物や旅行などに充てることを推奨し、2017年(平成29年)2月24日より実施された。

一つ、足寄町の実施状況はどのようになっているのか。

二つ、町内関係団体、一般企業への推進をどのように考えているのか。

三つ、働き方改革の骨子に示されている以下項目の推進について、どのように考えているのか。

骨子①業務の無理、無駄をなくす。②残業時間の削減、③有給休暇取得率の向上、④特別休暇の付与について。

以上、お聞きいたします。

○議長(吉田敏男君) 答弁、安久津町長。

○町長(安久津勝彦君) 熊澤議員のプレミアムフライデーについての一般質問にお答えをいたします。

1点目の足寄町の実施状況につきましては、町で行っている業務は住民サービスに密接にかかわるもので、役場を閉庁にするということにはならず、また、職員が一斉に休暇をとることになりますと業務に支障が生じることとなりますので、プレミアムフライデーに当たって特に何かするという事は行っておりません。

なお、一般企業等の実施状況については、把握をしておりません。

2点目の町内関係団体、一般企業への推進につきましては、国の取り組みにおいて、特段、市町村にその役割を求めていることから、取り組みは考えておりません。

次に、3点目の働き方改革の推進項目についてでございますが、町職員の働き方について申し上げますと、一つ目の業務の無理・無駄をなくすということにつきましては、この後の時間外勤務の削減、有給休暇取得率の向上にもつながることで、極めて大事なことだと考えておるところでございます。

二つ目の残業時間の削減につきましては、時間外勤務の増加は人件費の増高につながることも、職員の健康面にも悪影響となることから、必要なことと考えております。

三つ目の有給休暇取得率の向上につきましては、家庭生活の充実、仕事と生活の調和、いわゆるワークライフバランスの実現のために必要なことだと考えております。

四つ目の特別休暇の付与につきましては、かねてから総務省から特別休暇の運用については適正に取り扱うよう要請されているところで、適正にとは、この場合は国家公務員準拠ということで、現在は国家公務員と同等の特別休暇の運用を行っており、これを超える休暇の創設、運用などは難しいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。熊澤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) 再質問を許します。

1番熊澤議員。

○1番(熊澤芳潔君) プレミアムフライデーにつきましては考えていないということでございますけれども。

私、今回の趣旨は、質問の内容にありましたとおり、国はそれぞれ地方創生、地方分権、一億総活躍社会、ふるさと創生と経済の成長に力を入れているわけでございますけれども、しかしながら、地方は人口減少に歯どめがかからず、経済は疲弊しかねないわけでございますけれども、さらに追い打ちをかけまして、去年は基幹産業の災害の影響もあり、ことしは特に商店街の影響は計り知れないものがあるのではないかと感じてございます。

ということから、このプレミアムフライデーを通しまして町の活性化の、また商店街の活性化の基軸に町民全体参加のキャンペーンにすべきではないかというようなことから一般質問をさせていただいたのですけれども。

ちなみに、新聞では、日本国の安倍晋三首相も月末の金曜日の仕事を早めに切り上げま

して、余暇に充てるプレミアムフライデーのスタートを受けて、座禅だとか音楽鑑賞を楽しんだと報道されました。

また、企業によっては、3,500円の商品券を出して進めているということも聞きました。

そのほかにも、家族のサービスだとか、それから若者は明るいうちから飲みに繰り出した、それから家族全員で食事に行ったなど報道されました。

こういった中で、ことしは特に災害の後だけに、商店街の活性化、消費拡大のためにもイベントとして推奨すべきではないかというふうに考えておりますけれども、町長のお考えをお聞かせ願います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

そもそもこのプレミアムフライデー、実は私も事前には承知しておりませんでした。テレビでそういう報道がされて、え、そんな取り組みをしているのと、正直言ってその程度の感覚でありました。

私の私見を申し上げさせていただきますと、このことが足寄町に限らず地方の自治体において、このことがどうなのかと考えたときには、私はちょっと意図するところは余り理解できない、余りにもちょっとかけ離れすぎているのではないのかなと、そんな思いをしています。

先ほど、答弁の中でも町の職員を中心にちょっと御答弁をさせていただきましたけれども、これ3時に閉めるなんてそんな状況にあるのかということ、決してそんな状況になっていないというふうに思っています。もっと言えば、町民の皆さん方から御理解いただけるのかということ、これはそんなことにはならないだろうと私は思っております。

ですから、国あるいは経済団体がどういう視点で、ゆとりを持って生活をしよう、それが個人消費の拡大にもつながるだろうと、そういう意図だろうということはおわかりのです

けれども、では足寄の地域においてそのことがすくと当てはまるのかということ、私はそんなことにはなっていないのだろうというふうに思っております。

今現在、週休二日制ということで我々公務員、これは公務員といわれるところは大体週休二日になっておりますけれども、では、民間の会社さんでそういう状況にあるのかということ、なかなかそこまでいけないという企業もたくさんあるのだろうというふうに思っております。

ですから、これはもう全体の町の中の経済のことも含めていきますと、これはよほど慎重にやっていかないと、これは国がやっているからでは我が町でもということには正直言ってならないことだなというふうに思っているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 町長の言う内容につきましてはわかります。

ただ、やっぱり私、この今回の趣旨については一生懸命働いて、そしてライフワークといいます、要するに、家族サービスもいろいろやりながらこういった事業に町の職員の方も参加をしていくということが必要ではないのかなと、やっておられるとは思いますがけれども、そういった趣旨のことで今回質問させてもらいましたけれども。

別な角度から見ますと、同じ消費行動、動向なり消費喚起についてお話ししますと、これ私それでは町全体の商店街の動きがどうなのかなということでは見させてもらって、商工会のアンケート調査を見させていただきました。

そういった中では、ちょっと時間がかかりますけれども、足寄町の全世帯における消費額は合計で36億円だそうでございます。

このうち、町内で消費されるのが21億円ですと、町外で消費されるのが15億円ですということ、まだまだ町内の消費喚起が必要な金額もありますし、消費拡大の余地が

あるということでございますし。

それから、消費されない理由の中で足寄町内での買い物の頻度は週に1回以上の方は9割弱ですと、町内での買い物に不便を感じている人が7割もいますよとか、それから具体的な不便な点は、第1位が欲しいものが手に入らないが7割強ですと。

また、足寄町の商業活性化に必要なこととしては、第1位が品ぞろえの増加、第2位が手ごろな価格設定、第3位が品量の品質の改善と。

それとまた、購買地別にしますと、足寄、帯広、その他ということで、これアンケート調査の内容でございますので、町市街地以外の方は帯広・その他の消費が6割ですと、また市街地の方は5割が町外ですよというようなことがなっていますので、そういった意味では、何らかの形でやはり皆さん町民全体の皆さんで町内の消費を考えていかなければならないだろうなということの中で、こういったイベントを商工会もやっています。

スタンプラリーだとか、それからお酒何とかという形で、ちょっとあったのですけれども、そういったものもやっていますし。

やっぱりあらゆるそういった行事には参加していこうという機運を行政もつくっていかねばならないのではないのかなということから、今回はこのプレミアムフライデーを中心にちょっとお話させていただきました。

このことについて、町長どうですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 商工会の会長さんともいろいろなお話をする機会があるのですが、実は私もまちの中の経済を考えたときに、やっぱり一番きついのは私は商店街だろうというふうに思っています。会長さんともお話をしています。何が一番つらいのといえますと、一般の生鮮食料品、3度のご飯食べていくと、これは間違いなく町内で皆さん買い物もしているし、たまに行ったときにはついでに買ってくるということもあるかもしれませんが、これは圧倒的にそうだ

というふうに思うのです。

ただ、ほかのもの、着るもの含めて、耐久消費財を含めて、これは先ほど熊澤議員もおっしゃっておられましたけれども、品ぞろえの問題、価格の問題、太刀打ちできないのですよ、これ正直言って。

ましてや、今の若い人たち、この時代、驚くことに本当にこれであれば商品も二日くらいで届いてしまうのです。今、それこそどんな小さなものでも届く。今この運送業者がちょっといろいろ問題があるということで、ちょっとまた別な問題が出ているようでありますけれども。

そのことは別にしまして、正直言って商業の振興をどうやっていくのかというのは、これは本当に我が町にとっても大きな課題だなと、そういう認識は持っているところであります。

中には、みずからネットで商売をしているという方も出てきているというお話も聞いております。

地域おこし協力隊の関係でいきますと、これも先日、会長ともお話ししたのですけれども、そういった新たな事業展開といいますか、ものを売っていく、これぜひいい人材をもっといえば商工会見つけられないかと、見つけて見つかったということであれば、協力隊ということで3年間抱えられるわけですから、地元の商店街の振興のために活躍してくれと、こんなこともちょっと検討していきましょうということでお話をしたところであります。

ですから、そういった現状の課題あるいは今後どうしていくのかということと、このプレミアムフライデーとは、私はちょっとつながらないなと、そんな認識を持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 今、町長の言うように、確かにプレミアムフライデーを捉えてばかり考えると、確かに町長の言うように結び

つかないなという事はわかります。

ただ、そうも言いながらもやはり現実には、今町長が言うように、商店街の活性化大変だねと、しかも昨年の冷害によって、特に飲食店なんかはもうこれ大変なのかなという気がいたしますので、こういったプレミアムフライデーを通して一人でも多くの町民がことし1年でもこのフライデーを通しながら行くことが必要なのかなということでは思いながらもきょうは質問をさせていただきました。

それから、3番目の働き方改革につきましては、詳しく答弁をいただきましたので、わかりました。

ただ、私は言いたいのは、要するに、このプレミアムフライデーと捉えてしまいますけれども、そういったことも含めて働き方改革をしながらやっぱり職員の皆さんも言葉的には英語でちょっと私もあれなのですけれども、ワークライフバランスですか、そういった実現を通しながら余裕といったら余裕なのですが、一生懸命働いて一生懸命遊び、一生懸命家族を見ながら、介護もしながらということで、ワークライフバランスといったこともやはり必要ではないかということの中に、今のこのプレミアムフライデーも関連しますよということで書かれていたものですから、そういった意味では全く関係はないではないのかなという気がいたしますので、その点について、もう1点、ちょっと町長からお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 職員のことに関していきますと、実は、私が平成15年の5月に首長に就任しました。

そのときと、この間14年間首長の職に就いているわけでありましてけれども、正職員は約50名減らしてしまいました。

また、一方で、時間外勤務を金額ベースでいきますと、就任した当時はたしか正確な数字はちょっと違うかもしれませんが、時間外手当だけで1億二、三千万円あったと

いうふうに思います。

これ実は、これやっぱり職員の健康問題も含めてあるよということも含めて、できるだけ仕事をするなということにはなりませんから、仕事をこなしていただいて、そしてできるだけ振りかえで休んでくださいと、そんなことも徹底させていただいて、ちょっと直近の去年の実績はまだちょっとつかまえておりませんが、途中経過では、私の記憶では6,000万円から7,000万円ぐらい、約50パーぐらい削減してきたなど、そんな思いをしているところでございます。

そういう中であって、今現在も時間外、やっぱりそのセクションによっては時期的な問題含めてまだまだ多いというところもあります。

今現在、週に1日だけはノー残業デーということも含めて、もうきょうは勤務時間が終わったらすぐ帰ろうということでやってはいるのですけれども、しかし、どうしても今の仕事のやり方含めて、今この時代、ネットの時代、私が職員時代というのは、ともかく例えば北海道からいつまでにこの書類を出しなさいと、報告期限というのがあったのです、ある程度。

これが変わってきたというのが、ファックスができました。ファックスで流れてきたのです。このときはまだよかったです。今もうこの時代です。時間なくて申しわけないけれども、あしたの何時までにと。

これがもうそこらじゅうの職場で出ているということです。ですから、何としてもその限られた時間の中でこなさなければならない仕事もたくさん出てきているということでもあります。

どうしてもやっぱり仕事がずっと続いて、先ほど、振りかえで休めということも言っていますけれども、振りかえで休むことも一定期間は難しいという職場も実は出てきているのです。

では、それだけ時間外あるのでは人ふやせばいいではないかという、こういうこともあ

るのですけれども、仕事の中身によっては分担できることと分担できないことであるのです。もう今。そういう難しさが出てきて、なかなか頭を悩ませているのですけれども。

いずれにしても、議員がおっしゃられるとおり、健康の問題もありますし、やっぱりゆとりを持って平穏な一般的な家庭生活が送れないと、これが健康問題を含めていろいろな問題があれば、当然仕事にも支障が出てくる、これはしいて言えば町民サービス、住民サービスに対しての仕事のサービスの提供にも影響があるということですから、これは心してこれからも常にこれは繰り返し繰り返し検証をしながら職員の中で意識統一をしながらしっかりと住民サービスの提供ができるような組織に引き続きなっていくように努力をしてまいりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） そのように一生懸命働きながらしていただきたいたいというふうに思います。

それで、最後にちょっと時間もありますので、先ほどの③の働き方改革の骨子の中に、もしわかれば、残業時間の削減、これもいつも議会の中ではいろいろ過去にもありました。

最近の残業時間の削減の関係で、では実績がどうなったか、また有給休暇の取得率につきましてはどうなのか、これらについて数字があれば教えていただきたいたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まず、時間外の部分でございますけれども、町長先ほど答弁させていただいたように、約50パーセント近くの金額に一度削減できたのですけれども、その後、残念ながら少し伸びを見せております。

というところで、平成28年度は本年度で

ございますので、集計がございません。26から27にかけての時間数で申しますと、2パーセント伸びて増加してしまいました。

なお、この時間外時間数につきましては、毎月々の課長職の集まる会議で前年度と各室単位で比較いたしまして、どこの室が多い、伸びているのでちょっと内容を把握してちゃんと指導なり業務改善なりいろいろ指示していかなければならないねということで、毎月々申し合わせをして削減の働きかけをしているところでございます。

それと、有給休暇の取得率でございますが、これも27年度の数字でございますが、役場全体で12.13日です。というのは、労働基準法上、公務員も適用になりますが、1年間20日間の付与でございます。これに対して、12.13日の取得でございます。

ちなみに、10年ほど前の数字でございますが、全国の公務員平均でまいりますと、11%ほどが全国の公務員平均でございました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番熊澤議員。

○1番（熊澤芳潔君） 大体時間ちょっとおくれますけれども、いずれにしましても、先ほど来、私の趣旨につきましては、そういったプレミアムフライデーについてということでございますけれども、1年間ことし非常に厳しいものがあるのかなという気がいたしますので、何らかの形でやはりいろいろな御意見をいただきながら行政で反映させていただければありがたいなということでございますので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（吉田敏男君） これにて、1番熊澤芳潔君の一般質問を終わります。

それでは、次に、8番 高道洋子君。

（8番高道洋子君 登壇）

○8番（高道洋子君） 議長よりお許しがありましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

件名は、医療費の削減と健康対策について

て。

近年、少子高齢化や医療技術の進歩により、国の社会保障費に占める医療費の割合は年々増加しています。

我が国の国民皆保険制度の中核として国民健康保険制度は、病気やけがをした場合に安心して治療を受けることができるよう加入者が普段から国保税を納め、医療費の負担を支え合う助け合いの制度です。

国民健康保険制度は、現在、市区町村が保険者となり運営されていますが、平成30年4月から運営主体が都道府県単位に再編されることになりました。

今般、北海道が試算した各市町村の負担金の額が示されましたが、それによると、本町では平均的モデル世帯で現行の保険税額よりも19.8%も増加するとされています。

一方で、道は激変緩和措置として、国と道と合わせて50億円の財政支援と、上昇率を5%以内にする事が検討されています。

また、全国的な動きとして、住民が健やかで幸せに暮らせる地域社会を目指す日本健康都市連合が立ち上げられ、十勝管内からも加盟自治体があったと新聞報道がありました。国保税の負担感が非常に大きい中で、このたびの再編に伴い、今後新たに保険税が値上げされれば、収納率の低下も心配されるところです。

保険税額を低く抑えるためには、医療費の削減と健康対策が重要と考えますので、次の点について伺います。

一つ、管内市町村における本町の一人当たり国保税額と収納率の現状について。

二つ、本町の過去3年間の医療費の推移について。

三つ、医療費を下げるために、生活習慣病対策は非常に重要であると考えますが、本町ではどのような病気が多くて、それに対する取り組みや分析、具体的な計画などはなされていますか。

四つ、健康対策の一環として、特定健診受診率の向上がありますが、本町の過去3年間

の受診率の推移について。

五つ、健康づくりについての町民に対する情報提供や教育はどのように取り組んでいますか。

六つ、現在、国保税の納期は年8回ですが、12回とすることはできないか。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高道議員の医療費の削減と健康対策についての一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の管内市町村における一人当たり国保税額と収納率の現状についてですが、当初賦課時の国保税額については、平成25年度9万9,724円、平成26年度10万1,152円、平成27年度10万5,587円となっております。

現年分の収納率については、平成25年度97.7%、26年度98.16%、27年度98.03%となっております。

十勝管内の比較では、平成27年度の国保税額は上位から12番目、収納率は10番目となっております。

2点目の過去3年間の医療費の推移についてですが、医療費総額の費用ベースとしては、平成25年度8億1,764万円、平成26年度8億4,603万6,000円、平成27年度7億4,293万3,000円となっております。

外来診察費はほぼ横ばいですが、入院診療費の増減が大きく医療費増額に影響しているというのが現状であります。

3点目の本町における疾病の傾向、分析等についての御質問ですが、町では国民健康保険の被保険者を対象に特定健診を実施しており、こちらの健診結果のデータと、医療機関受診のレセプト、介護保険の利用状況が国保データベースシステムにより、データの分析が可能となっております。

本町では、主にこのシステムを利用して本町国保被保険者の健康に関する分析を行っております。

医療費の分析結果として、本町は北海道平均や全国と同規模町村平均との比較により、高血圧、糖尿病、慢性腎不全の医療費割合が高いことが示されております。

また、高額医療や長期入院の原因疾患のうち、予防可能な疾患としては、脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患や、心筋梗塞などの虚血性心疾患が多くなっております。

健診結果の分析によると、高血圧や糖尿病の原因となるメタボリック症候群の該当者・予備軍が、北海道平均や全国同規模町村平均と比較して高く、さらに生活習慣の分析を進めると、喫煙者や間食の多い方、早食いの傾向がある方、運動習慣がない方の割合が高く、これらの生活習慣がメタボリック症候群の原因と考えられております。

要介護者の分析結果として、要介護認定を受けている方の有病状況は高血圧や心疾患が多くなっております。

これらの分析結果を総合すると、喫煙や間食など不適切な生活習慣がメタボリック症候群につながり、さらには高血圧・糖尿病を発症、脳血管疾患や虚血性心疾患、慢性腎不全へと悪化し、要介護認定に至ってしまうという流れがあらわれております。

分析結果を踏まえた町の取り組みとして、国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画や、被保険者全体を対象としたデータヘルス計画、町民全体を対象とした足寄町健康づくり計画を策定をし、これらの計画に基づき理想的な生活習慣を身につけ改善を図るよう全町民を対象とした普及・指導活動を実施しております。

また、妊産婦には妊娠期から母子ともに健康な生活習慣を身につけられるように、母親教室の開催や訪問活動を行い、義務教育の期間までは乳幼児健診、保育園や学童保育所、小中学校での健康教育を実施をしております。

さらに、35歳以上の方には特定健診を前倒ししての健やか健診による健診や指導、40歳以上の方には特定健診を通して生活習慣

の改善指導を、75歳以上の方は後期高齢者健診を実施するなど、各年代を通して生活習慣改善指導や健康づくりの指導、助言を実施しております。

4点目の過去3年間の特定健診受診率の推移についてですが、平成25年度47.6%、平成26年度52.64%、平成27年度59.37%となっております。

引き続き、受診率向上の取り組みを進めてまいります。

5点目の健康づくりに関する町民への情報提供等の取り組みについての御質問ですが、3点目の質問で答弁しました各種計画を踏まえ、町民センターでの健康づくりロビー展や消費生活展、女性の集い、各種検診時に健康づくりに関する情報を展示して広く町民の皆さんに見ていただく機会を提供をしております。

また、広報あしよろでは、隔月で健康に関する情報を掲載するとともに、各種検診の御案内を年に1回発行し、健診の案内や健康づくりに関する情報を掲載して周知を図っております。

また、自治会の集まりや事業所に出向いて講話等を行わせていただくほか、個別での健康相談や健康教育も随時実施するとともに、特に人工透析につながる慢性腎臓病の重症化予防のための健康教室として、減塩・低たんぱくの食事や腎臓についての学習会を開催しております。

そのほか、住民の健康づくりに関する知識を深めていただくとともに、その普及を目的として健康サポーターを育成し、年8回程度の健康講座を開催しております。

このように、多様な方法で健康づくりに関する情報提供や健康教育に取り組んでおり、各種健康診査の充実も図っております。

6点目の国保税の納期を年8回から12回にすることはできないかとの質問ですが、国民健康保険税の算定基礎となる所得割額の確定は、道・町民税の普通徴収が發布されます6月1日となることから、納期を12回にす

ることはできませんので、御理解賜りますようお願い申し上げます、高道議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 答弁あれですね。

通告書の質問が多すぎまして、大変時間がなくなりましたので、手短かに要点を絞って質問させていただきます。

ただいまの答弁によりますと、特定健診の受診率が27年度で約60パーセント台まで上昇している。

たしか2年前に特定健診の受診率のことを質問しましたときには、40パーセント台だったと思います。

だから、この2年間で驚異的な受診率の向上があったということの報告がございました。

本当に現場の保健師さんを初め、歴代担当者の皆様の並々なぬ努力があったものかなということで、まずは敬意を表したいと思います。

そこで、60%は管内でも上のほうではないかなというふうに思うのですけれども。また、この国保税の収納率が27年度で98%ということで、10位ということでございました。

それで、より収納率を高めるために、また国保税が平成30年から上がるということも相まって、この国保税の支払いをクレジットカードによる支払い、それはできないかと、現在Yahoo!の公金扱いの公金払いですね、この取り扱いを全道でも市町村でも採用している市町村がふえつつあると聞いておりますし、十勝管内でも浦幌町が既に先行して取り扱っているということも伺っております。

納税者が24時間体制で支払いやすい環境づくりということで、これも一つの収納対策にも有効な手段ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

また、今回だめでも検討できないものかお

伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） 議員の今の質問にお答えをいたします。

Yahoo!公金支払いのクレジット支払いができないかという御質問でございますが、納税する方にとりまして、24時間の支払いが可能となることでは利便性が非常に高いものであると認識しておりますけれども、現時点の考えとしましては、このクレジットの支払いというものは考えておりませんが、収納率の向上に効果的なのかどうかにつきましては、今後検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 今後検討していただけるということで希望を持ってよろしく願いしたいと思うところでございます。

次にまいります。

再質問でございますが、先ほどの答弁の中に、国保税の納期の回数が当初6回から今8回でございますが、7月から2月まで8回納付しております。

8回になってから早10年ぐらいを過ぎたのではないかなと思われるのでございますが、新年度は水道料金がまず大幅にアップいたします。

それから、電気料金も既に昨年からです、上がっておりますし、先ほど来の介護保険料も見直しがあると聞いておりまして、公共料金支払いへの負担感が大変増している中で、せめてこの今の8回から回数をふやして、12回がだめなら10回、10回がだめなら9回ということで検討はできないものか再度伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） お答えをいたします。

まず、十勝管内の納期の設定状況でございますけれども、10回で設定しているのは帯

広市さんで、9回が芽室町となっております。

当町を含めた8回につきましては8町、そして7回につきましては2町村、6回につきましては7町村ということになっております。

直近の中でちょっと情報の中では十勝管内の浦幌町さんが今回6回から8回にかわったということで聞いておりました、十勝管内の状況を見る中では8回が一番多く主流となっておりますので、この8回から当面ふやす考えというのは、現時点では考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） わかりました。

芽室町が9回、帯広が10回ということで、先ほどの御答弁では、所得の確定するのが6月ということで、どうしてもそれはなかなか10回もということは難しいということも答弁書の中にもありましたけれども、これも考えようというか、芽室町が9回できて、足寄町ができないわけがないのではないかなと、同じく所得は確定するのが6月であるとするならば、6月に仮査定というのですかね、仮に受けておいて、そして6月からスタートということもできないのかなということと、それから2月で終わっていますけれども、3月まで一月延ばして7月から3月までの9回ということもできないものなのか伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（沼田 聡君） 今お話ありました10回につきましては、帯広市さんは6月の部分については6月の16日から6月30日、これを1期として設定しております。10期目が3月の16日から3月の31日と、そういう納期の設定を行っております。

芽室町さんにつきましては、7月の1日から31日の1期目の設定でございますが、最後の9期、9回目につきましては3月1日から3月31日ということになっております。

基本的に、9回もしくは10回ができないのかという御質問に対しましては、事務的には可能だというふうに思っておりますが、先ほど答弁させていただきました8回が今のところ主流である、またその8回が納税者にとって大きな負担になっているかといえば、今のところ妥当な8回の設定ではないかというふうに私のほうでは考えておりますので、現時点の中で変更する予定はございません。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） わかりました。

今はないけれども、今後前向きに検討してほしいものだと。1回でも年額のものが薄まれば本当に払いやすいのではないかなと、何も8回が主流だから8回にするのだというのではなく、取り組んでほしいものだと思います。

次に行きます。

最近、全国的に健康マイレージ制度というのが普及しております。

2年前の質問のときに、健康ポイント制度が導入できないかということを質問しましたときに、我が町は特定健診が全部無料でやっている、全額国保会計でやっていますよということで、無料だからポイントはできないということだったので、今回いろいろと何かないものかと一生懸命健康づくりに取り組んでいる人、健康診断を受けない人、そのメリット・デメリット、差を何か楽しく健康診断を、まずは1回も健康診断を受けない人が一回受けてみようという思いになるためにも、この健康マイレージ制度がいいのではないかというのを見つけまして、御提案をしたいと思います。

これはあれです。全国でもやっているのですけれども、28年度から全道で設立されて、道と町村とそれから協賛企業が、大手の企業が、その3社で道に申告して町村が。そして、そのポイントでございますから、健診を受けた人には2ポイント、それからがん検診を受けた人にもポイント、それから健康の

講座ですね。

先ほどもたくさんのお話をありがとうございましたけれども、そういう健康研修会に出てポイントということで、6ポイントを貯めると道の大手の企業からお土産という特典というのですか、それが当たると、送ってくると、道を通して。

そういう制度で、町村ではそれほど難しい予算も要らないということも振興局に聞きましたら言っていましたし、それから市長に聞いたら言っていましたし、それから手間暇です。

町村が必要なのは、そういう町民に周知徹底する手間暇と、それから最終的に6ポイントを貯めた人が何名いるかということ道を報告すると、そういうことであるということ伺いました。

そういうことで、そういうことが健康マイレージ制度ですね。これに、そして振興局では今募集中だと言っておりましたけれども、町長として参加する、取り組む考えはあるかないか伺います。

○議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（丸山晃徳君） 答弁いたします。

健康マイレージにつきましては、北海道が28年度から協賛事業を募って、かつ実施する市町村を募って試行的に3年間やるということで始まっておりまして、29年2月末現在で道のその事業に行っている市町村が33市町村、そして独自にその市町村独自の制度をかぶせているところが4町村ということで。

その中で、マイレージを6ポイント貯めたところで協賛中の事業から何か商品とかプレゼントを募って、それでその数と実施した6ポイントの数で、実施している方が多くなれば抽選にしてもしかならなければ外れるかもしれない。商品も当たるか当たらないかわからないし、どのような商品も当たるかわからないというところはまずあるようです。

これを引き金として、健康づくりなり健診

とかに参加していただくということは、効果としてどの程度あるかというのはこれから道も本当に試行的な部分もありますので、試されることだと思います。

そこで、足寄町としまして、28年度にやるかやらないかというところをまず初期の段階で検討しましたが、道のほうもまだ本当に初期の段階でどうなるかわからないのだけれども、当たるかもしれない当たらないかもしれない、やることも何年できるかわからないというようなところもあったので、まずは様子をながめようというところで、28年度は保留にしたところです。

まだ29年度も今参加募集を募っているところですが、28年度の結果が見えていないという部分と、あと自分の健康は自分で守るといふような意識のほうはきつと非常に大事で、まず参加して何かもらったからどうだというやり方がいいのかどうかということと、あと持続可能な仕組みになっているかという部分で、この短期的な部分だけで道の事業に乗っかって、その後、道の事業がなくなった場合、町としてどういう仕組みをやるかという形とか、後々のことも考えてやるべきだというふうに判断をしたところで、先にやって尻つぼみになるよりももうちょっときちんとした仕組み、仕組みを道のほうの実情、実施市町村の結果等を踏まえて足寄町として理解をした上で、道の事業に乗っかるのか独自のものをやるのかということを考えていきたいというふうな今の段階では考えています。

以上で終わります。

○議長（吉田敏男君） 8番高道議員。

○8番（高道洋子君） 大変受診率を上げるとか楽しく受診できるとか、そういう意識づけ、動機づけにはすごくいい制度ではないかなと思うわけです。

そのことでまた今後、ことしの実績を報告を聞いて検討していただきたいと思うわけです。

最後に、町長に伺いますが、この急激な保

険税の値上げを回避するために、町も激変緩和措置の上乗せができないかなということをお伺いしたいと思います。

この道の激変緩和措置が50億円ということで5%以内にといいことでございますけれども、どんなにあれしても5%前後という、足寄町はどこの位置になるかわかりませんが、上がることは間違いないわけです。

そこで、国保加入世帯に対して1,300世帯ほどあるとは聞いておりますけれども、例えば7,000円なり1万円が上がるとしてもいきなり1万7,000円とは申しませんが、これを段階的に緩和措置ができないか、また、この一般会計から繰り入れするか、もしくは国保会計、特別会計の基金を取り崩すとか、そういうことで対応できないか町長に最後に伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 今の高道議員からお話がありました、国保の一元化といいますか、北海道一本でやるよと。

これ、実は我々もずっと国に対してというよりも、国は早くから打ち出していたのです。

私どもが一本化すべきだと言ってきた根拠は何かというと、もうそれぞれの自治体で国保を運営していくに当たってはやっぱり町民の負担が余りにも大きくなり過ぎていますよと、これもう限界にきているのではないのかと、そこで、まずはその事業体のキャパを大きくするというのとあわせて、やっぱり公費を投入しないとこれもうやっていけないよと、こういうことでずっとお願いをしてきたところであります。

この間の経過を若干申し上げますと、先ほど申し上げたとおり、国は厚生労働省は一本化という方針を早くから打ち出したのですけれども、全国の知事会が反対をしておりました。

それは何かといいますと、当然、保険者、町民の皆さん方から集まる税金だけでは到底これ運営できないわけでありまして、これ

は国のお金あるいは都道府県のお金が入っているのです。知事会がなぜ反対したかということ、国がお金出さないで都道府県の負担が増えてしまうのではないかと。

都道府県も財政の運営状況というのは、決して楽な運営をしているわけではありませんから、そこでなかなか遅々として進んでいなかったということでもあります。それが法制化がされて平成30年から行くよということで、これはもう法制化になりましたから決まりました。

そこで、北海道が打ち出した保険料、想定外の保険料というのが、議員が今心配しているとおり、とんでもない金額が出てきたということなのです。平たく言うと、キャパの大きい支部、実はこの支部というのは収納率も正直言って我々よりも低いのですよね。収納率も悪いのです。保険料も高いのです。我々が意図していた、これ以上もう足寄町でいけば町民の皆さん方の負担もう大変なことになっているよということできたのですけれども、それに何を図らんや、我が町でもここにあるとおり、十数パーセントの値上げ、もっといえば今十勝管内で一番低いのは更別村ですかね。これはもう5割以上、倍ぐらいになるということで、今ハレーションに近い状況がわんわんと上がっています。

これを受けて、北海道では激変緩和措置をとるといって8月に次の北海道試算が出てくるということなのですけれども、これは私どもも相当意見は言っていかなければいけないことだというふうに思っています。

なお、現状この国保会計に我が町一般会計からの繰入金、繰出金は約1億円前後で繰り出ししているのです。町民の皆さん方の負担を軽減しようということ。もちろん、このことがどうなるかということも今後の大きな課題ですよ。北海道で一元化するわけですか。賦課方式にするのか分布金方式にするのか、ここら辺もまだこれからの詰めなのです。

ですから、私としても、例えば足寄町さん

20%増ですよと、わかりましたとはいかななというふうに思っています。どうやって町民の負担を増やさない方法がないのかどうか、もちろん場合によっては一般会計からの繰出し、これも可能なのかどうかというのもこれからの制度設計ですからまだ見えない部分があるのですけれども、一応、北海道の動きも少し担当のほうではつかまえていますから、例えば5%ぐらいで抑えるよといったときに町の町民の皆さんに負担いただく税額がどのぐらいになるかという、そういう作業も順次進めていますけれども、いずれにしても、これはこれから30年に向けての制度設計に対してはきちんと私どもの立場、町民の皆さん方の負担軽減につながるようなことで意見反映をしていきたいというふうに思っていますので、もう少しこの点については時間をいただきたいなということで御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

これにて、8番高道洋子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

10分間休憩をいたします。

2時40分からスタートをいたします。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

6番 前田秀夫君。

（6番前田秀夫君 登壇）

○6番（前田秀夫君） それでは、議長のお許しが出ましたので、一般質問通告書に基づきながら一般質問を行います。

件名につきましては、河川氾濫時の水害防止策について。

平成28年8月台風の本道被害の爪跡は、当町での基幹産業と河川沿線住民へ大きな不安と甚大な被害を残している現状に鑑み、それらへの対応策として町職員の揺るぎない庁舎挙げての緊急災害本部を設置して可能最大限の諸策への汗を注いできました。

災害復旧の優先性を含めて機動力などの確保と28年度補正予算での財源確保と、29年度予算としても営農・路網整備、林産業復元、さらには何にもまして河川沿線住民生活安全確保などは、行政報告、行政執行方針かつ29年度予算でのあらゆる英知を駆使した内容と理解しますが、とりわけ水害防止策での河川の改修と復元での観点から以下の幾つかの事柄について今後諸策の具体的実行策として町長の所見を伺うものであります。

一つ、災害復旧調査を踏まえ、河川改修と復旧内容と箇所別必要工事などと財源措置について。

二つ、直近年次歴年での大きな水害として、平成15年・28年検証と、劣化傾向の川上・川下環境状態認識について。

三つ、足寄橋・両国橋上下流と利別川・足寄川の合流地点かつ仙美里ダム課題での改修・復旧として年次予定工事とその概要について。

四つ、当町河川の年次水防計画事業を含めた管理者は北海道であります。28年第3回定例会議回答として、4者意見交換内容と、特に仙美里ダム運用管理者の電源開発上士幌電力所への質問状（9月5日）の回答とあわせて伺うものであります。

五つ、今年の電源開発上士幌電力所解釈では、法律による流入量と同量の放流とされていましたが、台風等での大雨による流入量は経常時の水量とは異なると理解し、その必然性としてその大雨時の流入量の放流が必要と思いますが見解を伺うものであります。

六つ、北海道水防年次計画は、歴年の災害などで計画の見直し経過がございますが、町としてそれらへの要望経過を伺いたい。

七つ、河川災害防止策内容として、沿線町民の最大関心は改修・災害復旧の年次計画を具体的に知りたいとの声がある中で、高齢者、一人暮らし以外への町民にわかりやすく情報すべきと思いますが、その手だてを具体的に伺います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 前田議員の河川氾濫時の水害防止策についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の災害復旧調査を踏まえた河川改修と復旧内容、必要な工事、財源措置につきましては、町が管理する普通河川におきましても郊南2丁目の下足寄太川、南7条1丁目の学校の沢川、上螺湾のクオナイ川、中芽登のビザクラ川、上足寄の南田の沢川の5河川の土砂堆積・河川埋塞及び稲牛の白樺川、中足寄のカアカルシナイ川、平和のヌプチシオマナイ川、螺湾の清水沢川の4河川の河岸崩落等による被害が発生しておりましたが、河川の通水断面を確保すべく河川掘削、護岸復旧等を完了済みでございます。

なお、費用につきましては、町単独費により実施をしております。

2点目の平成15年と昨年の水害の検証でございますが、平成15年8月に発生した大雨災害につきましては、郊南地区の出水による国道242号線の通行どめ、ふるさと銀河線の運休を初め、町道・林道の決壊、河川の氾濫等が多数発生したほか、内水氾濫により住宅等への浸水被害が発生しました。

昨年夏の台風等につきましては、北海道に三つの台風が連続して上陸するなど、観測史上初となる状況が発生したため、河川の水位が十分に収まり切らないうちに次の降雨により河川水位が上昇したため、河川の越水や内水氾濫により住宅等への浸水が発生したものです。

河川の状態の認識でございますが、利別川及び足寄川につきましては、連続する降雨により想定以上の出水があり、流下断面の不足や土砂堆積による中洲形成、河畔林の繁茂により一部川の流れを阻害する状況があったものと考えており、河川の流下断面の確保につきましては、河川管理者であります北海道に要望をしております。

3点目の足寄橋・両国橋の上下流、利別川・足寄川の合流地点の改修・復旧予定につきましては、北海道において整備年次計画を

もとに改修が進められており、現在は大誉地本町手前まで暫定断面、暫暫定断面による河川改修が進められています。

足寄市街地の改修につきましても、計画に基づき順次整備されることとなりますが、現段階では具体的な整備年次についての情報提供はございませんが、利別川と足寄川の合流部における樹木の伐採などにつきましては、平成28年度の補正予算により利別川は旧豊栄橋から青雲橋まで、足寄川は利別川合流部から共励橋まで樹木の伐採、河道の掘削などを行い、また、引き続き平成29年度以降につきましても利別川下流の河川管理者である北海道開発局と連携して昨年の災害発生時における河川流量見合いの流下能力を確保していくことを聞いております。

なお、仙美里ダムと河川水位の関係でございますが、帯広開発建設部、十勝総合振興局帯広建設管理部、電源開発株式会社上士幌電力所、足寄町の4者による意見交換の場で、仙美里ダムの水位は利別川と足寄川の合流地点の水位に影響がないという見解が出されております。

4点目の4者意見交換の内容と電源開発上士幌電力所への質問状等の回答につきましては、まず、4者の意見交換の内容は、被害状況及び水防活動状況の報告、利別川及び足寄川の整備状況並びに仙美里ダムの運用、今後の利別川流域の防災等について意見交換がなされ、今後の防災対策として利別川に関係する関係機関相互の連携のために利別川流域連絡協議会を設置することを確認いたしました。

電源開発上士幌電力所への質問に対する回答は、一つ目として、災害に直面している自治体からの要請に対し対応できない法・ダム操作規定とはいかなるものかとの質問に対し、「仙美里ダムは基礎地盤から堤頂までの高さが15メートル未満であることから、河川法上はダムには該当しないため、河川法第47条の適用は受けませんが、河川法第23条の許可の内容及び条件を定めた仙美里ダム水

利使用規定により、同ダムの操作方法について管理規定を定め、これに従う旨の規定をしており、管理規定は国土交通省北海道開発局長通達により、河川法第47条第1項の規定に基づく標準操作規定に準ずる管理規定を定めることと規定されているため、人工的な災害の発生防止を目的とする標準操作規定に準拠したものとなるため、実質的には河川法上のダムの操作規定と同様の内容となっている。管理規定において規定されている洪水時の措置として、仙美里調整池への流入量が洪水量以上となる場合は、流入量に相当する流水を調整池から放流しなければならないとの定めにより仙美里ダムの管理を行っている」との回答でありました。

二つ目として、貯水池への流入量と同量を放流しているとのことであるが、この量の測定方法と場所について、あわせて時系列に流入量・放流量を開示願いたいとの質問に対し、「仙美里ダム管理規定に従って、洪水時には流入量に相当する流量の放流をする操作を行い、ダムの水位を一定に保持しており、発電用取水口付近に水位計を設置し水位測定をしている」との回答がありました。

三つ目として、これ以上の放流は下流域の被害のおそれがあるとのことであったが、とりわけ隣町の本別町の河川敷の状況がどうであったのか確認情報を開示願いたいとの質問に対し、「下流域の被害のおそれがあるとしたのは、必ずしも本別町の河川敷の状況を具体的に把握した上でのことではなく、仙美里ダム管理規定を踏まえて、仮にこれに違反して放流量を流入量以上に増加させた場合には、人工的な災害発生の可能性があり得ることを伝えたものである」との回答がありました。

四つ目として、発電用送水路について、通常毎日送水しているのに送水されていないとの情報が寄せられたので、事実関係をあきらかにされたいとの質問に対し、「仙美里ダムからの発電用の取水は8月18日、20時20分に停止をし、9月2日、7時に再開し

た。ダムでは洪水が発生すると、流木や塵芥が大量に調整池に流れ込み発電用取水口のスクリーンに漂着し、台風7号襲来時も漂流物の除塵作業により引き揚げながら取水していたが、流木や塵芥が大量にスクリーンに付着したことから、このまま取水を継続した場合、取水設備に損傷を与えるおそれが懸念されることから取水を停止したが、放流量は流入量と等しくなるよう放流していた。」という回答がありました。

5点目の大雨時のダム放流量につきましては、電源開発上士幌電力所では、大雨時において流入量が洪水量に達した場合には、流入量と同量の放流を行っているとのことであり、私としましてもダム周辺での浸水被害を防止する上で、放流することが必要であると考えております。

6点目の北海道への要望経過につきましては、昭和40年代までは利別川や足寄川、その他の支流の川は原始河川であったため、毎年台風や集中豪雨で農地や市街の住民地で被害が発生していたことから、帯広土木現業所が中心となり、昭和40年代後半より河川改修が進められてきましたが、利別川につきましては、平成10年9月25日に利別川河川改修事業促進期成会を発足し、平成13年、平成15年と立て続けに大雨災害が発生したことを受け、北海道に河川改修の要請を行い、現在の利別川改修事業となっております。

また、近年も毎年、北海道に対して要望しております。

7点目の河川改修計画の住民周知につきましては、北海道からの情報提供がありました際に、自治会回覧や広報誌等を通じて住民の皆様にお知らせしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。前田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

6番前田議員

○6番（前田秀夫君） ただいま、町長のほ

うから御丁寧に、それから時系列的に当時の状況を含めまして、平成15年前後、さらには28年の前後状況を。

多方面にわたり意見の場の設定やら要請行動を行ってきたことにつきましては、改めて敬意を表するものであります。

そこで、具体的に私は二、三、時間の許す限り、町長あるいは所管課長様の御所見をお聞きしたいと思っておりますが、申し上げられていますように、コンパクトに申し上げます。

我が町に存知する1級河川であります利別川、隣の合流地点の護岸、東側にある足寄川も河川法上では利別川支線となっております。

そこにかかわって、河川関係での整備の基本方針につきましては平成19年と、具体的整備計画は25年度に策定して以来、河川管理者の北海道開発建設部、平成20年から10カ年の整備計画を策定したということは、この間の町議会の町長回答で承知してはいますが、

そこで、以来、そういう中で何をどうしてきたのかというふうにコンパクトに申し上げますと、いわゆるそういった基本的な国交省の基本方針、計画を踏まえた北海道開発部さらには帯広開発建設部署で必要な意見聴取などを行いながら10回の有識者での専門委員会を開催して、この間、計画を作成したという中で、最大の審議、論議経過として残っていますのは、いわゆる危機管理への対応をきちんとしなければならないということはこの有識者会議、大学の先生方10人の中でも明らかに全国版放送で示されているわけであり

ます。そこで、今御回答をもらったこととかぶさらないようにお話ししますが、今言われたように当時の状況を含めまして、最終的に今段階の状況の御回答につきましては、当時の現状の地方市町村の管理する普通河川、さらには国・道が管理する1級河川ということで当時の被害沿革についても御回答があり

ましたからかぶさらないようにお話ししますが、現時点として、今回の水害いろいろ今お話がありましたように、その中で、31年までという話がこの間の議会の中でも御回答いただいていますけれども、一定程度小被害と申しますか、台風被害、大雨被害で見直しがあったというふうに私は聞いているわけでありまして、具体的にその見直しがどういうものであったのか、知れる範囲であれば教えていただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、建設課長。

○建設課長（阿部智一君） お答えをいたします。

河川の計画の見直しの関係の御質問かと思っておりますけれども、とりわけ国のほうで策定をしております、我が町に係る利別川の関係でいきますと、十勝川の関係の整備計画が平成22年に策定をされて、これが平成25年に、今、議員御質問の中にもありまして、専門委員の皆様にお集まりをいただいた中で平成25年に見直しをしているわけですが、この見直しの中身と申しますのは、当然、国が策定した計画等でございますので、いわゆる種別でいえば帯広建設部が所管をしております、いわゆる直轄河川の範囲内の計画ということになってございますので、その中での見直しは、札内川の関係と、それから東日本の大震災を受けた後の防災計画に関する取り組みについて有識者の意見を聞いて見直しをしたというふうに承っているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 今、建設課長の答で何がどうなのかというところまでは読み取りませんでしたけれども、また改めて所管に伺いたいということで。

今、建設課長のほうから御回答がありましたように、いわゆる流域委員会のメンバーということで道段階では10人の学者の有識者会議と、町の回答では町長にも回答いただきましたけれども、利別川流域のところを設置

していくという御回答でペーパーをもらいました。

そこで、私は大学の先生方がどうこうという指摘ではないのですけれども、いわゆる机上の議論の上をして具体的にどういう調査をして市町村段階に、まず利別川なら利別川がその市区町村の行政なり情勢のほうにどういふことで調査あるいは意見集約したのか、いまいちゃっと飲み込めないであります。

私もさまざま調べてみましたけれども、要すれば、具体的に一番長き歴史的な流域の全てにかかわる状況がわかるのは、私は地方なり地域ではないのかと、そんなふうにしてこの間きておりました。もちろん、そういった学者先生の理解、審議それから論議経過がある中ということには承知してはいますけれども、こういうことに対して、今冒頭に町長から御回答をいただきました以外に、そういったことで利別川、足寄川を含めましていつの時点で、どの時点でどういうことが、そういう北海道さらには帯広開発建設部の類する整備計画作成の段階で地方あるいは行政にお求めや意見の集約があったのか、あるとすればその内容をポイント的にお知らせをいただければ願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうからお答えをいたします。

議員、ひとつの整理をしてほしいのは、十勝川も札内川も、もっと言えばこの私どもの利別川も1級河川なのです。

ただ、1級河川ですけれども、国の直轄で管理しているのは仙美里ダムから下、本別町から下流が利別川でいえば、これが帯広開発建設部が直轄管理しているのです。利別川、足寄川は北海道建設管理部、すなわち旧土木現業所なのです。

議員が仰せのこの河川法改正あるいは20年から、22年から30年の整備計画、これは国の直轄事業にかかわる河川なのです。

ですから、このときに策定をするときに私どもへの意見徴収等々はありません。

この間、私どもが一時2年連続で被害を受けた、とりわけ平成10年にも被害を受けました。これは、その都度、管理している北海道に対し、当時は帯広土木現業所、ここを通じて北海道に対してこんな災害を受けた、河川改修をやってくれという要望を、先ほどの冒頭の答弁にも触れておりますけれども、そういうことを繰り返し行ってきたということでもあります。

直近でいきますと、平成10年に被害を受けたときには、ちょうど北6条周辺です。

ここを堤防の築堤をしていただいたということでもありますし、それ以降については、下愛冠の足寄橋から上利に向かって順次、河川改修事業が進められている。

ただ、これは本別から先、本別区間ですね、仙美里ダムから本別間。

ここで、一部国の直轄区間で河川の整備が終わっていない箇所があって、私どもの利別川の河川改修というのは、先ほども暫定断面というお話、そういうことでお話を聞いております。

あくまでも、水は高いところから低いところでありますから、下の整備が終わらないと、上だけやってしまうとまたということもありますから、そこは北海道と国とが連携を取りながら計画的に進めていただいているということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 最後の質問にしてください。

6番前田議員。

○6番（前田秀夫君） 厳しい議長の発声でございます。最後にしたいと思います。

お話ありました。よく理解して後からと思っていたのが、今町長に教えていただき、ありがとうございました。

一つの私のところでございますけれども、私も長い間、利別川沿線にお世話になってたくさんの足寄町民から教わりながら、この間、生活を営んでおりますけれども、この

間の平成13年、15年、さらには28年、その他もございますけれども、私はやっぱり具体的に今予期せぬ、新しく9月、12月の町長の話ではないのですけれども、本当に気象も観測もできない、予期できないというような、これ我が国だけではなく、そういうった状況で長い間、一定の農家や営農や経済を育んできた川の役目がもう果たしきれていないというふうに私は思っています。

そこで、私見でございますけれども、私は今思い切って今こそ北海道開発建設部、上には国交省でございますけれども、私はこの利別川、それから足寄川、それからダムの話も進み、それから法の関係もわかりましたけれども、一つは水底深堀対策が必要ではないのかと、つまり掘削。これは7、8年前に冬もやったのも私は記憶しています。

さらには、堤防も復旧、浸食対応が不可欠ではないのかという私の私見を申し上げて、最後のまとめとしまして、北海道開発局河川整備にかかわっては、先ほども危機管理が集約的であるというお話をしましたけれども、その細部にわたっている審議議論のポイントは、いわゆる私が今申し上げました、予想以外の局地的集中豪雨のことについてと、もう一つは整備計画上を上回る被害の可能性ありと、さらには河川管理者以外との連携かつ情報の交換も不可欠であると、もう一つは、我が町の町長のまちづくりの柱となっている橋梁の関係であります。協働上での支援として、行政以外との役割分担もしっかり努めていかなければならないということが、この間、北海道段階、それから帯広開発建設部の段階で基本方針を踏まえた整備計画の柱となっていることを思い進めて、最後になりますけれども、町民が今一番心配しているのは、まとめて言うと町が頑張ってきているのはちゃんとわかっていますけれども、何をいつどのぐらいの時期にやってもらえるのだということが、私も南のほうの町内に住んでいますけれども、事あるたびにそのことが言われるわけなのです。

そこで、御回答今ありましたように、自治会回覧広報誌、住民周知ということでお知らせしたいということでもありますけれども、できれば自治会回覧、これ以上のものはないのかもしれないけれども、別紙づくりで全ての河川に沿線の住民だけには具体的な改修、それから整備計画についていま一度、御検討願って周知徹底を、町民の声を代表して御要請申し上げます、この間の町長の御回答につきまして、敬意と感謝を申し上げながら聞きたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） これにて、6番前田秀夫君の一般質問を終わります。

次に、11番高橋秀樹君。

（11番高橋秀樹君 登壇）

○11番（高橋秀樹君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき一般質問をいたします。

質問事項、足寄町における公共交通の対策について。

連日のように、高齢者の操作ミスによる自動車事故が報道されるようになり、今後、高齢者の運転免許証の返納も多くなることが予想されます。

しかし、当町のように公共交通手段が効率的ではなく不便が多い場合は、自分の生活を守るために運転免許証は欠かせない現状があります。

事故防止や日常生活を充実するためには、公共交通の利便性の向上は必要不可欠と考えます。

町民が公共交通に頼ることが非常に多くなってきている現状がある中で、足寄町の公共交通に対してどのように検討されているのか以下の質問をします。

1、市街地コミュニティバス（あしバス）について、現状と今後について。

2、行政執行方針の中に、地域全体の移動手段の充実と効率的で持続可能な公共交通体系づくりを検討しますとあるが、具体的には何を検討しているのか。

ライドシェア（自動車相乗りシステム）やUber（ウーバー、自動車配車ウェブサイトシステム）の検討を進めているのか。

3、銀河線廃止による代替の公共都市間バスであるが、利用率が低下しているように思えるが、現状と今後について。

○議長（吉田敏男君） 答弁、安久津町長。

○町長（安久津勝彦君） 高橋秀樹議員の足寄町における公共交通対策についての一般質問にお答えをいたします。

1点目の市街地コミュニティバス「あしバス」の現状と今後についての御質問でございますが、あしバスは市街地における交通弱者の足の確保を目的として平成26年10月から本格運行を行っております。

運賃につきましては、高齢者、学生、体の不自由な方等は無料で、一般の方は1乗車について100円の運賃をいただいております。年末年始を除く平日及び土曜日に1日5便を運行しており、28年度は1日平均42人の方に御利用いただきました。

今後につきましては、現在、足寄町地域公共交通活性化協議会において、あしバスを含めた本町の地域公共交通の再編について検討を実施しておりますので、利用者・住民のニーズの的確な把握を行う中で、より利用しやすいあしバスの運行に努めてまいりたいと考えております。

2点目の地域全体の移動手段の充実と公立的で持続可能な公共交通体系の検討に関する御質問ですが、議員仰せのライドシェア・自動車相乗りシステム、ウーバー・自動車配車システムにつきましては、現在のところ具体的な検討は行っておりませんが、先ほど申し上げました足寄町地域公共交通活性化協議会における本町に適した公共交通体系のあり方の検討の際の参考とさせていただきたいと考えております。

なお、具体的に何を検討しているのかという御質問でございますが、あしバスを含めた僻地患者輸送バス、スクールバスの一般利用、高齢者障がい者通院支援事業、外出支援

サービスなど多数ある交通サービスをいかに利用者のニーズに応じて効率的に運行するかということこれから検討を行うところでございます。

3点目の銀河線代替バスである十勝バス帯広陸別線についての御質問ですが、議員御指摘のとおり、平成22年度には平均乗車密度は4.9人でありましたが、過疎化、少子化等による通学生徒の減少などにより、平成28年度は4.4人となっております。沿線自治体による運行費補助も年々増加している現状にあります。

十勝バス帯広陸別線は足寄から帯広までの唯一の公共交通機関であり、欠かすことのできない交通弱者の足でありますので、沿線自治体とともに効果的、効率的な運行及び利用増進策を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。高橋議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 再質問を許します。

11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） まず、あしバスの件について御質問をさせていただきます。

あしバス、非常に当初に比べると平均の一日乗降数が42人とふえてきているように思います。平成26年度は29人、27年度37名からどんどん上がってきているように思うのです。これ、非常にあしバスに関しては、運行状況もよろしいかと、ちょっとお時間もかかっているようではございますけれども、非常によいのかなというふうに思っています。

それで、まず、運賃についてお伺いをいたします。

普通の方については1乗車100円というふうになっておりますが、このお金を無料で割合というかはどれぐらいになっているのか、わかればお伺いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） 今、御質問の割合でございますけれども、割合についてはちょっと出しておりません。

それで、今無料パスとって、先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、高齢者の方ですとか、学生の方ですとか、そういう方たちについて無料ということで、無料のパスを出しております。そういう方たちが、今現在でいくと388人の方に無料パスを出しております。

そういうことでありまして、多分、利用されている方たちのほとんどは無料の方が多いのではないかと考えております。ですから、割合は出しておりませんが、無料の方たちの割合が多くなってきて、有料で乗られる方もいらっしゃるかもしれませんが、その方たちは非常に少ない中で運行しているというような状況なのかなとっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） あしバスに関しては、助成金が780万円でしたっけ、790万円ぐらいの助成費になっています。

私、何でお金のことについてお伺いしているのかというと、公共交通に関していきますと、結局、その利用率がどんどん減っていったよとか、収益性が上がらなければそのところの間の運行が減らされるだとかいろいろなことが現状として起きてくるのだというふうに思っております。

そんな中、やはり、これで今でいきますと1日42人であればすごい1日2万円以上が運行に費用としてかかるという形になりますので、多少なりとも運行費用にお金が回るような状況をつくれなかなと思っております。

やはり、あしバスとはいえ不自由な人、交通弱者の弱い足の確保ということが目的ですけれども、そこだけを取り上げていくと必ずどこかでひずみが来るのではないかなというように思います。この件に関してどうお思いか、お考えをお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） やはり安定的に継続して持続して運行していくためには、当然

かかる経費というのは必要なわけですから、そういう財源を確保していかなければならないというのは、これは当然のことであるというように思っております。

このあしバスの関係でいきますと、補助金も2分の1の補助を国のほうからいただいているということで一定補助と、それから運賃、それとあと足寄町からの負担する経費というような形で運営をしております、今のところでは、今1台で回っておりますけれども、その中では金額としては300万円、町の負担としては350万円程度なのかなというように思っております。

そういった意味でいきますと、当面は足寄町としてもその負担には耐えられるのかなと、住民の方たちの足を確保するために町の負担としてその程度の財政の負担というのは、それは必要なことなのかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） よくわかりました。

現状、これ乗ってといたら変ですけども、大体1時間40分ぐらいかかる、1周で。これを今ぐらいの金額でもし行けるのであれば、もし2系統といたら変ですけど、2台で回すということも考えると、より住民のサービスとしては向上していくのかなと。

1台ですとやっぱり町民の皆様には負担がかかる部分が多いのかなと。

やはり乗る利用者率をどんどん上げることによって、逆に言ったらここが絶対的な必要なのだというような形で確保できるというように考えていただきたいなというふうに考えております。

もう一つ言わせていただきますと、あしバスを利用した中でそのまま帯広まで1日2往復程度のあしバスの運行ができないかなということも一緒に僕はちょっと考えているのですけれども、この件に関してどのようにお考

えかお聞かせください。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

答弁書でも町長から答弁もさせていただきましたが、現在、足寄町地域公共交通活性化協議会におきまして、まさに検討、調査をかけておりまして、その調査の結果をもって平成29年度に検討しようということでございますが、その中では町内にあります公共交通機関と銀河線代替えバスも含めまして帯広までどうやって行ったらいいのかと、それは議員仰せのように、あしバスが乗り込んだほうがいいのかと、あるいは銀河線代替えバスにより乗りやすくして代替えバスの乗客を減らしてしまってもやはり補助金の提言の理由にもございますので、その辺のことも総合的に勘案しながら見直してまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） 今、総務課長おっしゃるとおり、僕もいろいろこれ時刻表をにらめっこしながらどれが一番ベターなのだろうなというふうに思いながらずっと検討をさせてもらいました。

その中で、やはり帯広まで今現状行くのだったら2時間10分ぐらいかかるのですね、現状の中で。あしバスだったら、もう直行で駅までうまくすれば1時間程度で行けると。

そうすると、ここの利用が非常に多くなれば、足寄町の人たちもより買い物に、地元で消費しないというのはちょっと問題があるかもしれないですけども、帯広へ行かなければいけないという用事的时候に、やはり高齢者であればあるほど体に負担がかからないような状態になるのかなというふうに私は考えております。

一方で、勝バスというのかな、代替えの銀河線代替えバス、これも重要なバックボーンだというふうに思っています。ここも潰すこ

とはできないというふうに考えております。これは、後ほど質問をさせていただくような形で置いておきます。

ですから、やはりこの29年度に検討していただけるというのであれば、そのところを早急に検討していただいてやっていただければありがたいかなというふうに思います。

続いて、2問目のライドシェアについてちょっとお伺いをいたします。

この件に関しては、3月、天塩町において株式会社nottecoと提携してきょうから実証実験が行われているというふうに聞いています。中頓別町ではウーバーが2016年の8月24日から実証実験が行われております。このnottecoに関しても先ほど答弁があったように、まだ検討されていないというお話だったのですが、足寄町、中距離の移動システムというのがどうもうまくいっていないように私は考えます。

その中で、notteco・ライドシェアの場合に関しては、観光にも使えるといったら変なのですけれども、例えば、当町はオンネトーという大きな観光資源を持っているのに、そこに行くのに非常に不便な状況が続いている。このnotteco・相乗りシステムを使うことによって、毎日そこには行けないかもしれないけれども、その場所に行ける可能性がよりふえるというふうに考えております。

このライドシェアというのは、今後非常に大きな過疎地域においての一つの交通手段にかわるというふうに思っておりますが、この辺に関して全く検討がなされていないのかお伺いをいたします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

ライドシェア、ウーバー、nottecoと、議員仰せのように、中頓別、天塩町等で実証実験をしているということで伺いました。ただ、正直申しまして、全く見当はしておりませんでした。

それで、今回御質問ございまして、その背景等いろいろと調べさせていただきましたら、国土交通省的には国の運輸行政をつかさどる省庁といたしましては、ウーバーとかでは一般人が自分の空き時間に自家用車で他人を運送するという仕組みなものですから、国土交通省的には運行管理とか車両整備とかで誰が責任を負って、もし何かあったときにどういう保障があるのかという部分で慎重な利用者保護、安全の確保の観点から問題があるという見解を国土交通省は持っているようでございます。

その辺のことも今後、先ほど申しました2町は実証実験中でございますので、その結果をもって国土交通省もいろいろな形で整備していくものと思っておりますので、その辺の行方を見きわめながら足寄町としましてもその部分について研究していきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） これは非常に最近できたようなシステムなのですけれども、やはりそういう新しいものをしっかりと取り入れて研究していくというのが必要なのではないかなというふうに思います。

足寄町においてやはり大きなオンネトーを控えている中で、公共交通というのをしっかり充実させることが私たち町民にとっても観光客にとっても非常によい状態になっていくのかなというふうに考えておりますので、御検討のほどをよろしくをお願いいたします。

続きまして、勝バス、都市間バスについての代替えバスについての御質問をいたします。

その前にごめんなさい、もう1件質問がございました。

今、足寄町に公共交通一つなくなった交通機関というのがあるのです。それは、運転代行というのがなくなってしまいました。これは1年半、2年ぐらいになるのかな。そこで、非常に足寄町内の方々はよろしいのですけれども、町内というか市内の方というのは

いいのですけれども、郡部というか、そういうところから飲みに来たいよとか食事に来たいよという方がいたときに、その方々が今までは代行を使っていた、しかし、それが今現状なくなったということで非常に不便をしているということが現状にあります。

これについて、いろいろ各というか飲食業の人たちからお話を伺ってみると、やはり飲みに来る人、食事に来る人が減ったのだという切実な願いを聞くこともございます。

これについて、私どもどのようなことが手だてを打てるのかなということをいろいろ考えたのですけれども、やはりなかなかやめるということは利益がなかったりだとか、人の手だてがつかないだとか、いろいろな状況が起きてそういうような現状になったのだと思いますが、何とか足寄町としてこの代行なりを復活させるというか、そういうことができないものか、何かもしそういう手だてがあれば教えていただきたいなというふうに思っております。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） ただいまの議員のお話の運転代行業者が撤退をしてしまったということで、実は、私の耳にも飲食店の経営者の方から何とかならないかなという、そんなお声も実は届いております。

町は、支援することは可能だというふうに私はそのときもお答えをしたのです。ですから、どういう形で仕組みづくりができるのか、例えば、商工会さんも中に絡むですとか、飲食店組合という組織もありますから、そこを中心にしながら商工会さん含めて、もちろん車の関係と人の関係、一番難しいのは人なのかなという思いをしていますけれども。例えば、そこの部分で町に車の分何とか助成すればというのであれば、それは検討することは全然やぶさかでないかと、こんなふうに思っています。

ですから、これやっぱり関係者の方々がちょっと集まってどういう形がいいのか、やっぱり相当お客さん減っているというお話し

は聞いているのです。

ですから、これはやっぱり夜のことでって町の経済には影響もあることに私も認識していますから、それちょっと本当に関係者と少し意見交換をしながら、いい仕組みづくりができればいいなど、こんなふうに思っていますので、ぜひ議員の立場でもどのような形がいいのかちょっと知恵をおかしていただけばというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） 今町長からいいといたらあれですけども、ありがたいお言葉をちょっといただきました。

多分そんなに大きな金額を助成する必要は僕はないと実を言うと思っています。ある程度のこともある程度できるのだらうなど。

そうしたときに、個人の業者にそのまま渡すべきなのかというと、それはちょっとできないのだらうなどというふうに認識をしております。

そうすると、やはり商工会なり飲食店組合なりがひとつ結束をして、そこに助成をしていただくという方法が一番ベターなのかなというふうに考えているのですけれども、もしその仕組みができるのであれば、しっかりとさせていただきたいなというふうに思います。

やはりこの代行さんがなくなったことによって、本当にお客さんが減っているというのを聞いております。ですけども、これ飲酒運転撲滅にも非常に大きくかかわってくることで、しっかりと私のほうからも対応をさせていただく。今のお話をいただき、商工会等々に働きかけを私のほうからもさせていただきたいと、そのように思います。

続きまして、最後に代替えバスについての質問に戻させていただきたいと思います。

代替えバス、当初に比べて大分助成金も大きくなってきているように思います。

やはり人数も乗客数というのかな、平均乗車密度もどんどん減ってきている状況があります。

今、地域交通活性化協議会のほうである程度支援を検討させてもらうよというお話があったのですが、これ僕は絶対守らなければいけないものだというふうに思っているのですが、年間1,200万円という支援、補助金を出しているような形になっております。これ、どのぐらいまで足寄町として支援できるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、副町長。

○副町長（渡辺俊一君） お答えをいたします。

議員から今お話ございましたように、銀河線の代替バス、十勝バスの帯広陸別線、これにつきましては、銀河線の代替バスということで銀河線が走っていたときと同じような運行の仕方ということで、時間帯ですとか、それから本数ですとか、そういったものについては同じような形で運行させていただいております。

当初は、通学の高校生だとかたくさんいらっしゃったということもあって、町からの、それと沿線の自治体からの補助だとか、そういうものなくても運行ができていたのですけれども、だんだんやはり沿線の人口減少、それから少子高齢化、そういったものがあって高校生、通学生も減ってきたというような状況の中で、どうしても赤字の部分、それと乗車密度というのがだんだん少なくなってきて、5人を割ってくると国からの補助金も少しカットがされる、カットがされるとその部分を沿線の自治体で過剰負担しなければならないというような形になっておりました、負担が出てきております。

だんだん乗られる方も少なくなってきたという部分で、負担もだんだんふえてきていて、昨年でいくと1,200万円、1,300万円ぐらいの金額になってきているという状況であります。

ただ、これが幾らまでだったら町で負担ができるのかというようなことでございますけれども、なかなか、先ほどの町長の答弁でもございましたけれども、それと沿線自治体、

それから帯広市だとかを結ぶ、そういう公共交通機関という部分でいけば、このバスしかございませんので、これはやはり私どもどうしてもやっぱり残していかなければならない公共交通機関だというふうに思っております。

ただ、やはり、とはいえ幾らでも天井知らずに補助が出せるかという、これは足寄町もそうですけれどもほかの自治体も当然そういうことになってきますので、やはりそこは幾らということは今言えませんが、やはり乗る方をふやす、これから高齢者になって運転免許証を返さなければならぬだとかという人もふえますし、そういう方たちが例えば帯広の病院に行くだとかということになってくると、やはり必要になるわけですから、やはりそういう人たちがふえたりだとかそういう利用をふやすですとか、あとはバス会社のほうで効率的な運行をしていただくとか、そういったことを進めながらなるべく町の負担が、沿線自治体の負担がふえないような形で運行していければと、こう思っております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 最後にしてください。

11番高橋議員。

○11番（高橋秀樹君） よくわかっております。

これ、しっかりとこの銀河線の公共交通は守っていかなければいけないのだというふうに思っています。私、何でこのような質問を今回、公共交通について質問しているかというと、実を言うと、道東道が延伸になって阿寒まで去年延びました。その影響たるや、かなり厳しいものがあるのです。というのは、やはり足寄町に入ってくる流入量が格段に減りました。これを何とかしないと、足寄町に入ってくる観光客が激減していく、要するに、通過していくお客さんがどんどん減っていくという現状になりかねないというふうななっているのですね、実を言うと。

それが今回は、幸か不幸か災害がございましたので、結構いろいろな働いている方がどんどん流入をされたので、現状としては余り足寄町にとってそんな影響が見えていないけれども、これ通常の状態であれば、足寄町から阿寒湖に抜ける人というのはほぼほぼいなくなったというふうに考えていいのだと思います。

そのときには、私はやはりオンネトーをしっかりとアピールしていくべきだし、それから公共交通をしっかりとさせていくことによって、足寄町に逆にいったら入ってくる観光客の人をふやしてあげるということを考えていかなければ僕はいけないのだなというふうに考えております。

しっかりとこの公共交通機関を守っていくことが私たち足寄町に住んでいる者にとってみれば自分たちのためになってくるのかなと、自分たちの足もそうですけれども、逆に、だから外から帰ってくる、入ってくる人たちの足も確保してあげることが僕は重要なのではないかなというふうに思って、この質問をいたしました。

最後に、町長の御所見をお伺いして私の一般質問にかえさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） 最後でよろしいですか。

答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

帯広・陸別、いわゆる銀河線の代替えバスの運行、これ本当に116.54キロを運行をしていただいております。

沿線で協議検討をして鉄道の走っていた本数は確保しようということで、その中でも余りにも2時間はかかり過ぎではないのかという話で、例えば、どこかから直接という話もいろいろ出たのですけれども、ここやっぱり費用の関係が出てきたのです。

実は、この沿線の負担というのは、実は帯広、幕別にも負担してもらっているところなのです。本当は、池田からバス、びやっと帯

広まで行けばいいのですけれども、そうするとやっぱり収益が問題あるのです。幕別それから札内を含めて帯広へ入っていく、ここも実は負担してもらっているのです。

私、一番申しわけないというか、ありがたいなと思っているのは、幕別町なのです。別にここからバスあれしなくても向こうのバスだけでいいのですよね。

そんなこともあって、何とか2時間でもっと短縮できないかということで随分議論をしたのですけれども、やっぱりここは十勝バスさんとしても、ここで少しかせがないことには、裏を返せば、足寄町さん、もっと対応してくれますかと、こんな話ですよ。

あの沿線の中で一番負担が多いのは、実は我が町足寄町なのです。均等割ですとか人口割も取っているのですけれども、実質は足寄町の行政区域の走行距離、実はうちが一番長いのです。37.4キロ。一番奥の陸別町は、実は3.6キロしか走っていないのです。

ここにも、我が町の負担は多いのですけれども、正直言って、足寄から奥というのはまあまあ乗っているのですが、いつも私も気にしているのですが、バスとすれ違うたびにこうやって見るのですが、とりわけ足寄から陸別に向かっては空気運んでいるほうが、どちらかというとき大きいのです。これ、平たく言いますけれども。だからといって、では陸別知らないよと、足寄からこっちだけにしようということになるのかというと、これはそうにはならんということで、これはぜひ御理解いただきたいところなのです。

そういう意味で、ともかくこのバス路線をどうやって運行していくのか、これは将来に向かっては本当に現実問題として、例えば、便数を減らそうかということだって、これ検討のテーブルに上げなければいけないことなのかなという、そんなことも実はちょっと想定もしているのですけれども、いずれにしてもいろいろな形で知恵を出し合っていかなければいけないなというふうに思っています。

それとあと、後段で言われました観光の関係、それから高速道路の関係、実は、これやっぱり阿寒まであの高速道路が延びて実は向こうで物すごい取り組みをしているのです。

ここは、高速道路、乱暴といいですか、乱暴とはいえない、極端な話をしますと、足寄まで高速道路できているのだから、足寄から私も今一生懸命になって北見まで何とか通そうということをやっているのですけれども、中には足寄でもうやめたほうがいいのではないかという人もいます。

それは何かというと、足寄町に今のところ降りてくれますから、多少減ったにしても、そういう御意見もいただいているのですけれども、私は基本的にはそうではないというふうに思っています。

鉄道も離されていますから、やっぱり都市間をつなぐためにはやっぱり公共交通機関で、それがだめになったわけですから、これはやっぱり高速道路というのは、これは有効な手段だというふうに思っています。

あとは、やっぱり地元で足寄町でやっぱり足寄を通して阿寒まで絶対近いですから、これはナビやっても足寄経由が近くということを出るといふふうに思うにもかかわらず、向こうに行っているのは何かというと、やっぱり降り口に物すごい道の駅をつくったりして物すごい取り組みをしているのです。

そういう意味でいきますと、今これ阿寒湖口周辺6町でいろいろな国の方針で国立公園を活用した、とりわけインバウンドといって外国人のお客さんをもっと呼び込もうという中で国で六つ指定されているところに阿寒国立公園も含まれていますから、これは関係町村集まって、とりわけ私どもはオンネトーがそこに入っていますから、この周辺を決して自然に負荷をかけるということではなくて、今のままではちょっと呼び込むにはちょっとまずいよねと。だから、必要な施設整備もこれからやっていこうということで意見反映をしているところであります。

そういう意味では、先ほど議員が言われた新たな送迎システムと申しますか、そういったこともやっぱり検討をしていかなければいけないのかなど、そんなふうに思っていますので。

これまた少し時間はかかりますけれども、これまた議員からいろいろなお知恵を出していただければなど、こんなことをお願いして答弁とさせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これで、11番高橋秀樹君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

◎ 延会の議決

○議長（吉田敏男君） お諮りをいたします。

本日は、これで延会をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。

◎ 延会宣告

○議長（吉田敏男君） 本日は、これで延会をいたします。

次回の会議は、3月13日午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

ありがとうございます。

午後 3時49分 延会